

朝霞市外部評価委員会（第2回）
次 第

日時 令和8年6月29日（月）
午後2時から
場所 朝霞市役所
別館5階 大会議室（手前）

1 開会

2 議事

- （1）外部評価「子育てがしやすいまち」
- （2）外部評価「つながりのある元気なまち」

3 その他

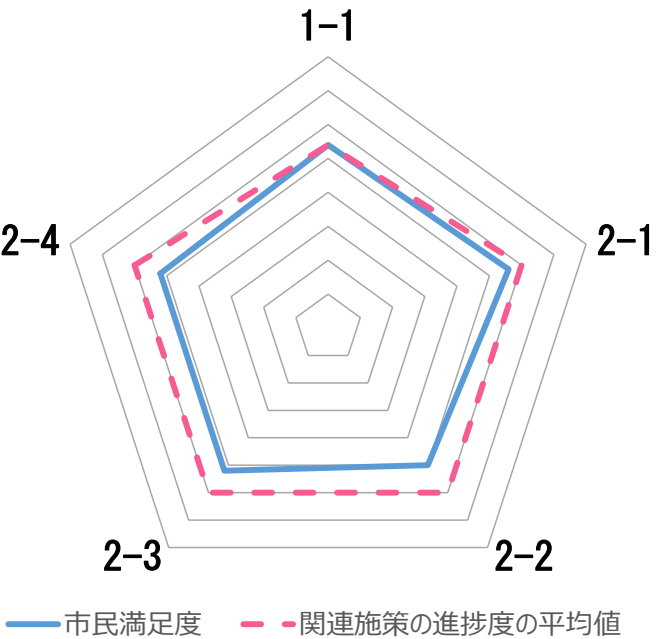
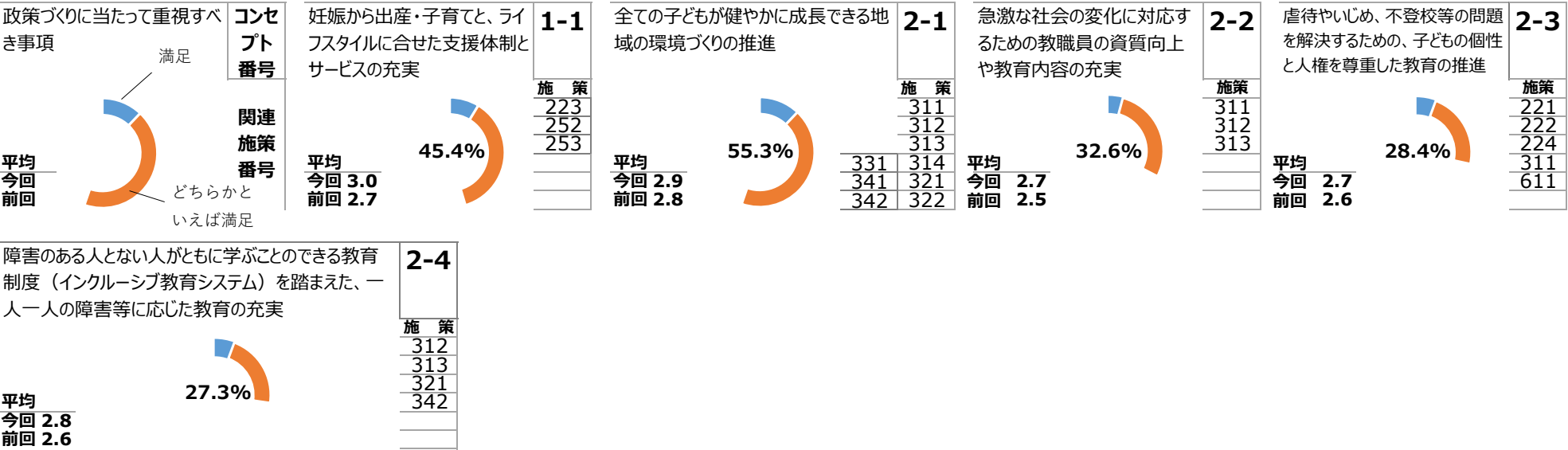
4 閉会

子育てがしやすいまち

資料1-1

市民満足度平均と進捗度平均の比較

市民満足度アンケート結果：4段階判定（4満足・3どちらかといえば満足・2どちらかといえば不満・1不満）

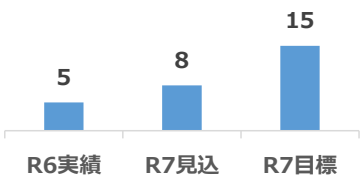
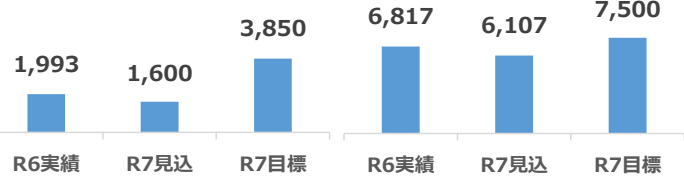
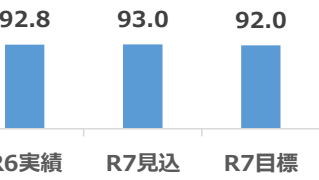
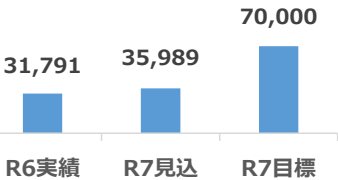
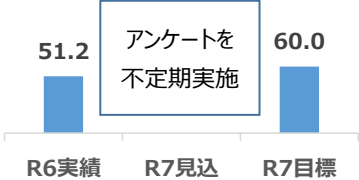
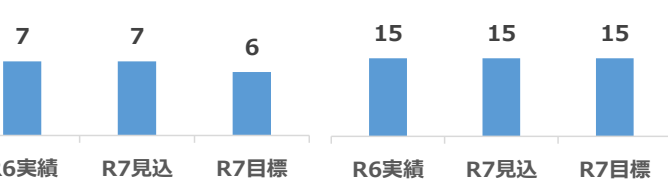
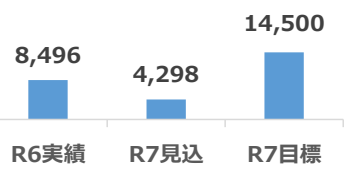
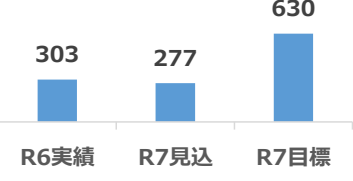


進捗状況（市の自己評価）：4段階判定（4極めて順調・3おおむね順調・2やや遅れている・1大幅に遅れている）

進捗度	施策コード	まちの状態を表す指標 (施策評価シートの指標)	進捗度	221	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数（回）	進捗度	222	子育て支援センター利用者数（人）
今回	施策名		3	子どもたちが健やかに育つ環境整備	6 6 6 R6実績R7見込R7目標	3	子育て家庭を支えるための環境整備	62,025 61,700 34,000 R6実績R7見込R7目標
前回	総コスト（千円）		3	709,222		3	4,095,576	

進捗度	223	保育園待機児童数（人）	放課後児童クラブ入所保留者数（人）	進捗度	224	青少年を守り育成する家の数（件）	進捗度	252	女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診受診率（％）	専門職が面談した妊婦の割合（％）
2	幼児期等の教育・保育の充実	17 9 0 R6実績R7見込R7目標	250 240 0 R6実績R7見込R7目標	3	青少年の健全育成の充実	505 489 550 R6実績R7見込R7目標	3	保健サービスの充実	95.6 96.0 100 R6実績R7見込R7目標	
2	9,073,447			3	8,595		3	1,315,110		

進捗度	253	乳幼児のかかりつけ医普及率（％）	進捗度	311	規律ある態度の達成状況（％）	進捗度	312	学習状況調査における平均正答率を上回った科目数（小学校）2科目（国・算）	学習状況調査における平均正答率を上回った科目数（中学校）3科目（国・数・外）
3	地域医療体制の充実	76.2 77.0 100 R6実績R7見込R7目標	3	朝霞の次代を担う人材の育成	89 89 90 R6実績R7見込R7目標	3	確かな学力と自立する力の育成	2 2 2 R6実績R7見込R7目標	3 3 3 R6実績R7見込R7目標
3	50,190		3	1,411,898		3	168,236		

進捗度	313	「教科等指導員」を任命した教科等の数（教科） 	進捗度	314	学校応援団の活動人数（人） ふれあい推進事業の参加者数（人） 	進捗度	321	事業参加者満足度（％） 
	3			3			3	
	3			3			3	
進捗度	322	事業参加者数（人） 	進捗度	331	週1回以上スポーツを行っている人の割合（％） 	進捗度	341	博物館展示回数（回） 博物館を授業等で使用した市内小中学校数（校） 
	3			3			3	
	3			3			3	
進捗度	342	文化祭入場者数（人） 	進捗度	611	人権に関する研修会・講演会参加者数（人） 			
	3			3				
	3			3				

市民満足度アンケート自由記述欄（主なもの）		
○子育て支援全般	○児童館・子育て支援センター	○学校
○道路・交通	○公園・自然	○保健・医療・福祉

○子育て支援全般

- ・朝霞は東京に近く、住みやすいベッドタウンとして、もっともっと子育てに特化した政策を押し出して行くべきだと思います。（他3件）
- ・出産した女性が、赤ちゃんを連れて集まれるような場所をもっと作ってほしい。（他1件）
- ・近年増えている発達障害やギフテッド等、他から理解されにくい子どもについても、当事者同士が話せる場を紹介する等の取組が必要だと思います。
- ・他の市にあるようなこどもが集まれる施設が必要ではないか。（和光市、天童市など）
- ・子どもを産む前の支援もお願いしたいです。
- ・今、働く女性が普通になってきているので、多少の具合が悪い子どもを見てもらえる施設を作ってもらいたい。

○児童館・子育て支援センター

- ・全体的に子育て支援センターの建物が老朽化しているので不安を感じる。
- ・児童館を良く利用させていただいています。職員のみなさんの自然な対応が孫にとって「また来たいな」と思うように毎週利用させていただいています。
- ・子育て支援センターをよく利用しているが、もう少し利用時間が長くなるとよい。夕方に利用したいが、15時半くらいで片づけの時間になる支援センターが多い。また、子育て支援センターはパパ(男性)がもっと利用しやすい雰囲気になってほしい。

○道路・交通

- ・子どもが一人で歩いても安心できる環境づくりが不可欠と考えます。子どもや保護者の注意に頼るだけでなく、生活動線の安全設計、道路の速度抑制、見守りの仕組みづくりなど、まち全体で子どもを支える対策を進めていただきたいです。
- ・地域によっては遊び場まで遠かったり、その道のりが危険だったりすることもあるため、住宅やマンションを乱立して子育て家庭を増やす前にまず安心して遊べる環境や施設を確保しておくことが必要なのでは？と思う。
- ・ベビーカーや車椅子がスムーズに通れない道が多い。（他1件）

○保育・放課後児童クラブ

- ・学童保育の競争率が高いと聞いたので、これから子育てしていく上で心配している。
- ・保育園、学童の数が少ない。（他2件）
- ・児童館や放課後児童クラブの運営に民間企業が入っていない。指定管理の選定方法に問題があるのではないか？一括で公共団体に委託する意味がない。
- ・学童サービスの質が低い。保護者とサービス提供者の目指す方向性が違うと感じる。
- ・学童とは別に放課後教室を設置してほしいです。（他1件）
- ・保育園に意見があって保育課に行きましたが、「保育園に任せていますので…」と力になってもらえなかった。

○学校

- ・よく遅刻したり、暴力をふるったりする生徒がいるので、そういった子に対応・指導できる体制を整えてほしい。
- ・学校のPTAに関して、強制で参加させる雰囲気をやめ、加入届の必須、未加入者への差別があるなら無くし、本当に必要な活動の取捨選択をし、保護者の負担を軽減してほしい。
- ・学校の先生の質の悪化を感じます。教職員が足りないと言いますが、せめて問題のある先生は、その問題がなくなるように教育をしていくなど、対応していただきたいです。（他2件）
- ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学級や普通学級補助員や巡回相談員などを活用しやすい回数と人数となるよう更なる予算措置をお願いしたい。（他1件）
- ・学校の改修は遅れていると感じるが、エアコンの設置が進んだことは評価できる。ICTについては導入が進んでいるが、市として学校の先生方を支援していかないと破綻するのではと心配である。（他2件）
- ・子供も増えているからこそ、今後のいじめ対策や学校と行政との連携に期待をします。（他1件）
- ・教師の負担軽減は喫緊の課題ではないでしょうか。全てを学校や教師に任せるのではなく、各家庭など、それぞれができることを担うことで、学校や教師の負担軽減を図る時代ではないでしょうか。（他2件）
- ・いじめる側のこども対策も考えて、取り組んでもらいたい。
- ・不登校が増えている中、市の取り組みは大きく遅れている。該当する子たちは特別な子ではなく、多くの子の可能性を秘めている。学校だけでなく、地域を巻き込んだ環境、仕組みづくりを早急に構築して欲しい。

○公園・自然

- ・1、2歳児と4歳以上の子が両方楽しめるような公園を増やして欲しいです。（他1件）
- ・公園の整備はまだ充分とはいえないと思う。黄色テープで囲まれている遊具が多く、ブランコの地面の高さ（削れていて）心配です。（他3件）
- ・まぼりひがし公園、ボール遊びが出来るスペースは素晴らしいと思います。
- ・公園のベンチ等が老朽化しているのを見かける。
- ・小学生以降子供が友達と遊びに行く年齢になってからは遊べる場所の選択肢が少なく感じます。近所には小学生が十分に体を動かしたりボール遊びできるような大きな公園が無く、一番近い滝の根公園でも狭い道を通って行かなければならず、親としては不安です。
- ・公園が喫煙者で溢れている。新座市は公園内は禁煙になっている。
- ・滝の根公園の早期の再開を望みます。また小学生など大きな子供が遊べる遊具（ボルダリングなど）があると遊びの幅が広がるかと思います。

○保健・医療・福祉

- ・子ども相談室と家庭児童相談室や保健センターの連携を強化し、教育相談センターとして機能するようにするべき。未就学児から小学校入学、中学校入学まで一貫して支援できる体制（特に特別な支援が必要、またはグレーの子）を整えるとの良いのでは。（他1件）
- ・産後うつの女性に対し手厚い対応をしてほしい。産後ケアサービスの充実など。
- ・子育て世代包括支援センターでの対応が手厚くて驚きました。はじめての妊娠出産で分からないことだらけでしたが、支援制度や環境が整っていると感じました。
- ・障害に対しての知識（情緒、発達等）や対応の仕方等、関わり方を理解した上で支援にあたることが重要かと思います。そのような研修を充実させて支援体制を整える。

○給食

- ・給食費が高い。多子ではない子育て世帯にも支援が欲しい。
- ・食材の高騰により、給食のおかずが減っている。給食費をあげて、今までの量を維持して欲しい。

221 子どもたちが健やかに育つ環境整備



担当課 こども未来課

関連課 保育課、健康づくり課、生涯学習・スポーツ課

目 指 す 姿

子どもの権利が守られ、全ての子どもが安心して健やかに育つまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P64》



指 標 1

要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数（回）

要保護児童などの適切な保護又は適切な支援を図るため、開催された要保護児童対策地域協議会実務者会議の回数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
6	6	6	6

指 標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

・令和7年度より、こども家庭センターが開設され、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり家庭や一人ひとりに寄り添った支援を行うことができた。

・令和7年度より、市内小学校2校で居場所提供型の放課後子ども教室を開始した。また、令和8年度には、夏季休暇期間中の放課後子ども教室の事業拡充を図るべく、検討・準備を行った。

【継続】

・令和8年度からこども家庭課となるが、こども家庭センターとしての機能も並行して実施し、母子及び児童への支援を行う。

・令和7年3月に開所した朝霞児童相談所と密接に連携することで、虐待対応、児童相談業務を実施した。

・里親宅にて、児童を一定期間養育した（ショートステイ事業）。

・市内小学校で行っているプログラム提供型の放課後子ども教室を事業拡充し、子どもたちの知的・好奇心を醸成する事業展開を行う。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

・指標1の要保護児童対策地域協議会については、引き続き関係機関と情報共有や連携を深めつつ、児童虐待や相談支援等、一人も取りこぼすことの無いよう、きめ細かな支援を行っていく。

・朝霞第6小学校、朝霞第8小学校の2校で居場所提供型の放課後子ども教室を開始した。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

・家族形態や児童を取り巻く環境は複雑多様化している。配慮や相談支援等が必要な家庭は全国的に増加傾向にあるため、子育て支援策に関する課題やニーズは、今後ますます増大するものとする。児童虐待の早期発見・未然防止のため、関係機関と連携し、こども家庭センターを中心に妊娠期からの切れ目のない支援が重要である。

・平日及び長期休業期間の居場所提供型の放課後子ども教室は開催希望が多く寄せられており、拡充が必要な事業の一つとなっている。関係機関と調整しながら、子どもの居場所の一つとして事業を継続していく。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	児童相談事業【再掲】	－	－	－	継続
2	子ども・子育て支援事業計画推進事業【再掲】	－	－	－	継続
3	ひとり親家庭支援事業	62,602	60,595	61,755	継続
4	ひとり親家庭生活支援事業	13,504	18,936	19,371	継続
5	児童扶養手当給付事業	265,384	266,767	280,808	継続
6	母子施設入所事業	3,344	3,532	4,588	継続
7	育み支援バーチャルセンター事業（保育園巡回相談事業）	6,696	7,088	5,273	継続
8	育み支援バーチャルセンター事業（幼稚園巡回相談事業等）	18,657	18,213	16,718	継続
9	育み支援バーチャルセンター事業（学校巡回相談事業）【再掲】	－	－	－	継続
10	特別支援教育事業【再掲】	－	－	－	継続
11	児童館管理運営事業	306,514	307,038	316,673	継続
12	保育園運営事業【再掲】	－	－	－	継続
13	放課後子ども教室事業【再掲】	－	－	－	拡充
14	青少年健全育成事業【再掲】	－	－	－	継続
15	少子化対策事業	－	840	857	継続
16	子どもの居場所づくり支援事業	－	3,401	3,179	継続
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		676,701	686,410	709,222	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
676,701	686,410	709,222

6 現状と課題の分析

- ・児童虐待は全国的に増加傾向にある。本市においても、人権庶務課等と連携し、SNS、ホームページ、広報等を活用し、子どもの権利の尊重・保護のため継続した意識啓発を図っていく。
- ・相談内容は複雑・多様化しており、その対応も困難さを増している。児童虐待の発生予防、早期発見と重篤化防止のため、専門的かつ継続的な対応や支援体制のさらなる充実が必要である。
- ・放課後子ども教室は小学校の施設を活用して実施する事業である。学校と連携し、事業の継続、拡充に努める。

7 今後の展開

- ・児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携強化や職員の専門性向上を図るなどし、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努める。
- ・こども家庭センターの運営の充実に努め、母子保健と児童福祉の一体的支援を継続して実施する。
- ・放課後子ども教室について、市内の小学校でプログラム提供型を継続、かつ拡充して実施する。また、居場所提供型の教室についても継続して行っていく。

8 行政と市民の役割分担

- ・子育て支援施策の推進や児童虐待を防止するには、行政だけでは限界がある。市民や関係機関と連携し、それぞれの立場で、意見や評価をいただくことや、相互に役割分担をして進めること等が必要である。
（市）児童虐待に関する通告や相談などに対して、迅速かつ適切な対応を行っていく。
（市民）児童虐待に関する情報提供や地域での児童を見守る。
- ・プログラム提供型の放課後子ども教室は、地域の方々を講師に迎え事業を実施する。居場所提供型は、運営事業を委託して実施する。

9 所管部の総括

- ・子どもの権利が守られ、全ての子ども、保護者が安心して、健やかに成長するための仕組みづくりや地域における環境づくりを推進するためには、行政と市民、関係機関等との協働が不可欠である。今後も要保護児童対策地域協議会を通じての連携や、虐待防止に係る周知啓発に努めていく。

222 子育て家庭を支えるための環境整備



担当課 こども未来課
関連課 保育課、健康づくり課

目 指 す 姿

子育てに関する相談を気軽にできるなど、全ての家庭が安心して子育てをすることができるまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる

《後期基本計画冊子 P64》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



子育て支援センター利用者数（人）

子育て中の親子の交流の場として、各種事業や子育てに関する相談を行っている子育て支援センターの利用者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
59,684	62,025	61,700	34,000

指標 2 |

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

・令和 7 年 1 0 月から児童館事業として、こども食堂と青少年相談員の協力を得て、中高生タイム（食事支援）の取組を開始いたしました（開催場所：はまさき児童館（偶数月）、ほんちよう児童館（奇数月））

【継続】

・子ども・子育て会議において、支援事業及び関連事業の進捗管理を行った。
・子育てに関する相談の受付や情報提供を子育て支援センターで行った。（延べ利用者数約61,700人）
・児童館 6 館の管理・運営を指定管理者の朝霞市社会福祉協議会が行った。（延べ利用者数約240,000人）
・ひとり親家庭等で学習支援教室に通っている子どもに対して、大学等を受験する際の受験料及び中学生・高校生の受験に向けた模試費用の一部を助成した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【子ども・子育て会議】

・地域にセンターが広く認知されており、交流の場として目的を果たしている。
・子育て家庭の孤立がないよう、他市の産院などに積極的に告知が必要。支援員や相談員の研鑽も継続していただきたい。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

・子育て家庭を支えるための環境整備の一環として整備している子育て支援センターは、気軽に相談できる地域拠点として定着しており、子育て支援として重要な役割を担うことができた。
・第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（令和 5 年度分）の実施事業について、子ども・子育て会議で意見及び評価をいただき、報告書を作成した。
・令和 7 年度から令和 1 1 年度を計画期間とする「朝霞市こども計画」の運用を開始した。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

家族形態や子育て環境の変化、転入などにより、相談相手が身近におらず、育児不安や負担を抱える子育て家庭も多く、育児や子育てに関する様々な相談は、今後も増加することが想定される。相談体制の充実や地域における子育て支援策として、子育て支援センターや児童館など、気軽に集い、利用できる場の提供や事業の充実が必要になる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	こども医療費支給事業	759,536	795,805	819,200	継続
2	子育て情報誌作成事業	186	1,119	1,145	継続
3	児童手当給付事業	2,070,112	2,366,404	3,170,441	継続
4	児童相談事業	37,624	46,624	49,430	継続
5	子ども・子育て支援事業計画推進事業【再掲】	－	－	－	
6	保育園運営事業【再掲】	－	－	－	
7	放課後児童クラブ運営事業【再掲】	－	－	－	
8	未熟児養育医療給付事業【再掲】	－	－	－	
9	子育て支援センター運営事業	45,925	48,772	55,360	継続
10	児童館管理運営事業【再掲】	－	－	－	
11	青少年健全育成事業【再掲】	－	－	－	
12	少子化対策事業【再掲】	－	－	－	
13	子どもの居場所づくり支援事業【再掲】	－	－	－	
14	低所得のひとり親家庭等（課税世帯）生活支援特別給付金支給事業【再掲】	－	－	－	
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		2,913,383	3,258,724	4,095,576	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
2,913,383	3,258,724	4,095,576

6 現状と課題の分析

・こども医療費支給制度は、子育て支援の重点施策の一つとして位置付け、限られた財源の中で、市が独自に対象要件を定め実施しているが、その支給額は年々増加傾向にあり、大きな財政負担となっている。

・こどもの貧困対策、こども・若者対策など今後対策を検討していく必要がある施策については、朝霞市社会福祉協議会や関係団体・NPO等との連携を模索する必要がある。

7 今後の展開

・全ての家庭が安心して子育てできるよう、地域における子育て支援策として、引き続き子育て支援センターや児童館など、気軽に集える場を提供するとともに、様々な情報発信や事業を通じ、利用者の増大を図っていく。

・こども医療の支給など子育て家庭のニーズが高く、経済的支援を行う対象者の多い事業については、財政的な負担の増大も踏まえ、制度維持の観点から、事業効果を検証する。

8 行政と市民の役割分担

・こどもの貧困対策支援に関し、こども食堂団体等を側面的に支援することで推進に寄与することができた。

・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を子ども・子育て会議委員に評価（外部評価）いただくことで、各種事業等の推進を図ることができている。

9 所管部の総括

全ての子育て家庭が、「子育てがしやすいまち」と実感できるよう、引き続き、相談体制の充実や経済的な負担の軽減を図り、こどもの保健の向上と福祉の増進に努める。併せて、地域における子育て支援施設の提供や効果的な活用を踏まえ、多くの市民に利用いただくため、周知の面でさらに工夫する必要がある。また、こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれない安心・安全な環境づくり等の充実に努める。

223 幼児期等の教育・保育の充実

担当課 保育課
関連課 こども未来課



目 指 す 姿

保護者の多様なニーズに対応でき、安心で安全な保育園・小規模保育施設・家庭保育室・放課後児童クラブが整備されている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる
(イ) 様々な保育需要に応じた環境づくり

《後期基本計画冊子 P64》

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



保育園待機児童数（人）

保護者の就労等の理由により、保育園に入園申請をしたにもかかわらず、入園することができなかった児童数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
9	17	9	0

《まち・ひと・しごと P40》

指標 2 | 【まち・ひと・しごと】



放課後児童クラブ入所保留者数（人）

保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブに入所申請をしたにもかかわらず、入所することができなかった児童数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
132	250	240	0

1 実 施 内 容

【新規】

保育園等の待機児童解消を図るため、受入れ定員の拡大（小規模保育施設 1 か所定員 12 人）を行った。

【継続】

- ・公設保育園の管理運営（公営 10 園、民営 2 園）【分園を含む】
- ・民営保育園・認定こども園への給付費支給（37 園）【分園を含む】
- ・小規模保育施設等への給付費支給（27 施設）【居宅を含む】
- ・放課後児童クラブの管理運営（指定管理者制度、10 施設）
- ・民間放課後児童クラブの運営補助（12 施設）
- ・家庭保育室への運営費補助（2 施設）
- ・私立幼稚園への利用料等補助（8 園）
- ・子育て支援センター（さくら・きたはら）の管理・事業運営
- ・ファミリーサポートセンターの事業運営

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【子ども・子育て会議】

（保育園）公立、民間の各施設を合わせて、総合的に必要利用定員数の枠確保にいろいろな施策展開をなされている。待機児童解消に向けては、原因の深堀と効果的な対応を望みます。

3 進 捗 状 況

1 ② 3 4 … やや遅れている

【判断の根拠】

保育園の待機児童数は年々削減できているが依然としてゼロにはなっていない。保育需要の多い 1、2 歳児の受け入れ拡大に向け、小規模保育施設を令和 7 年度より 1 施設開所した。放課後児童クラブの待機児童数は増加している中、児童の放課後の居場所づくりとして、待機児童が多い第六小学校と第八小学校の放課後子ども教室が令和 7 年度から開始となり、担当課等と調整を図りながら、保留者等に情報提供するなどの対策を講じた。同じく、保留児童の多い第五小学校区の民間クラブ 1 支援単位で 6 人定員を増員した。令和 8 年度は、第九小学校の放課後クラブの定員を弾力運営により 12 人増員、民間クラブで 4 人増員する予定。

【外的要因】

大規模開発などで子育て世帯の転入等により保育需要が拡大することが見込まれる。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

本市における保育ニーズは引き続き高い状況にあるため、待機児童の解消に向けて現状の分析を行い必要な対策を進める必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	子ども・子育て支援事業計画推進事業	17,200	12,414	6,954	継続
2	家庭保育室支援事業	8,426	8,102	4,496	継続
3	子ども・子育て支援事業	5,021,630	5,585,088	6,015,475	継続
4	私立保育園就園費等補助事業	3,047	5,125	7,327	継続
5	私立幼稚園就園等助成事業	604,289	545,816	564,923	継続
6	保育園運営事業	1,197,947	1,344,708	1,487,826	継続
7	保育園施設改修事業	29,809	19,289	28,213	継続
8	保育園施設管理事業	119,587	120,650	118,908	継続
9	放課後児童クラブ運営事業	726,858	763,690	823,430	拡充
10	子育て支援センター運営事業【再掲】	-	-	-	継続
11	ファミリーサポートセンター運営事業	8,654	9,889	10,641	継続
12	民間社会福祉施設整備費補助事業	7,440	5,223	3,052	継続
13	放課後児童クラブ施設管理事業	2,155	2,163	2,202	継続
14	子どもの居場所づくり支援事業【再掲】	-	-	-	継続
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		7,747,042	8,422,157	9,073,447	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 7,747,042	R6年度 8,422,157	R7年度(見込み) 9,073,447
------------------------------	-------------------	-------------------	------------------------

6 現状と課題の分析

本市における保育ニーズは引き続き高い状況にある。年齢別にみると0、3～5歳児については供給できているが、1・2歳児については不足している。放課後児童クラブについても、ニーズは高く待機児童が増加傾向にあるが、小学校ごとに需要にばらつきがある。

7 今後の展開

保育園等については、1・2歳の待機児童の解消に向けた方法について検討を行い、必要な対策を行っていく。放課後児童クラブは、児童の放課後の居場所づくりという視点で関係している庁内関係課と引き続き、放課後こども教室の実施などの対策を行っていく。

8 行政と市民の役割分担

- ・待機児童の解消に当たっては、保護者や関係事業者、学識経験者などで構成される、朝霞市子ども・子育て会議での意見を踏まえて検討をしていく。
- ・保育園等及び放課後児童クラブの運営については、保護者の意見を収集し、ニーズに沿った保育サービスの充実を図る必要がある。

9 所管部の総括

保育園等や放課後児童クラブなどの保育需要は高く、保育施設等の整備等を進めることで、待機児童や入所保留者の解消に努めてきた。一方、現状を分析したところ保育需要の偏在化がみられることから、より最適な待機児童対策を検討していく。

224 青少年の健全育成の充実

担当課

こども未来課

関連課

生涯学習・スポーツ課



目 指 す 姿

学校、家庭、青少年の育成に係る市民団体などとの協働による青少年健全育成活動が推進され、青少年が健全に育つまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P65》



指標 1

青少年を守り育成する家の数（件）

青少年を守り育成する家の趣旨に賛同し、協力する住宅・店舗・公共施設登録数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
517	505	489	550

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・朝霞市青少年育成市民会議に補助金を交付し活動を支援した。
- ・ふれあい体験事業（5月）、青少年健全育成の集い（7月）、ふれあい標語の募集・表彰（10月）、地域安全マップ作成講座（1月）、機関紙「ひまわり」の発行（年1回）、駅頭キャンペーン（年1回）、「青少年を守り育成する家」の看板の設置の推進を実施した。
- ・成人の日に朝霞市成人の日記念式典を挙げる。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

青少年問題協議会において、朝霞警察署管内の犯罪動向や青少年の健全育成（令和7年度：朝霞市児童館における食事支援の取組について）を議題とした会議を行い、啓発や対応の方向性について確認いただいた。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・指標1について、個人宅においては高齢化、店舗等では閉店等の理由により登録抹消される方がいるが、R7年度においては、新たに1件の登録があった。集合住宅等においては、管理入室が備わっていないと協力を得るのが難しい状況である。
- ・青少年健全育成事業への参加率、満足度共に、概ね計画どおり実施できた。
- ・成人の日記念式典への参加率は65%を超えており、引き続き事業を継続する。

【外的要因】

- ・市民との協働や関係団体との協力により、青少年健全育成事業を実施できている状況であるため、引き続き協力しながら事業の啓発や実施に努めていく。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

社会状況や家族形態等の変化により、青少年の自立や社会参加、地域とのつながりの希薄化が懸念されるなど、青少年を取り巻く環境は著しく変化している。また、SNSを介しての犯罪や薬物使用など、青少年が巻き込まれる事件・事故が顕在化しており、今後も増加することが考えられる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	青少年健全育成事業	8,839	7,987	8,595	継続
2	成人の日記念式典事業【再掲】	－	－	－	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		8,839	7,987	8,595	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
8,839	7,987	8,595

6 現状と課題の分析

- ・社会状況等の変化により、青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念される中で、青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、社会参加意識を高めていくことが課題である。
- ・青少年の健全育成に関する施策を、さらに推進するためには、より多くの市民や関係団体が青少年の健全育成に関心を持ち、市や関係団体の取組みに積極的に関わっていくような体制づくりが必要である。
- ・成人の日記念式典の対象者数は、令和7年にピークを迎え、令和8年以降は減少に転じていることから、出席者数がホールの定員を下回ることが見込まれる。

7 今後の展開

- ・青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、社会参加意識を高めていくための機会の提供や取り組みを関係団体と検討する。
- ・関係団体や学校、事業者等と連携し、地域全体で取り組む体制づくりを推進し、補助金を交付している各団体の会員や賛同者を増やすため、広報やホームページ、機関紙などを活用し、引き続き、募集や周知に努める。
- ・引き続き、東洋大学、20歳になる各中学校の代表者に協力いただきながら、成人の日記念式典を実施する。

8 行政と市民の役割分担

- ・青少年健全育成は、地域や市民が大きな役割を果たすことが期待される施策であることから、補助金を交付する各団体の自主性を尊重しながら、行政として必要な支援のあり方を検討し、相互に協力や補完する体制づくりが必要である。
- ・市が主催の成人の日記念式典は、東洋大学管弦楽団の演奏とともに進行する式典として実施。各中学校の卒業生に記念誌編集員をお願いし、式典の運営や当日の進行等をお願いしている。

9 所管部の総括

情報通信機器やスマートフォンなどを低年齢から所持することが一因で、インターネット（SNS等）を巧みに利用した犯罪、危険ドラッグ等の薬物使用など、青少年が巻き込まれる事件や事故が全国的に広がる中で、行政が地域や家庭、学校、関係団体などと協働し、青少年が事件の加害者や被害者にならないよう、市民総ぐるみで青少年を守り育てることが重要である。青少年問題への市民の関心を高めるため、関係機関や関係団体等と連携しながら、引き続き、青少年の健全育成に関わる啓発活動や情報発信などを行っていく必要がある。

252 保健サービスの充実

担当課健康づくり課

関連課—



目 指 す 姿

すべての市民が自分の健康についてよく理解、疾病の早期発見や予防を心がけている。

まち・ひと・しごと目標

基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる
(ア) 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実

《後期基本計画冊子 P74》



指 標 1

女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診受診率（％）

子宮頸がん検診は 2 0 歳以上の女性
乳がん検診は 4 0 歳以上の女性

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
子宮頸がん：7.6 乳がん：8.6	子宮頸がん：8.3 乳がん：9.5	子宮頸がん：8.3 乳がん：9.5	子宮頸がん：50 乳がん：50

《まち・ひと・しごと P39》



指 標 2

専門職が面談した妊婦の割合（％）

母子手帳交付時に面談した妊婦の割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
96.3	95.6	96.0	100

1 実 施 内 容

【新規】

こども家庭センターを設置。
高齢者を対象に、带状疱疹の定期予防接種（B類）を実施。
がん患者アピアランスケア用品購入補助金を実施。
若年がん患者ターミナルケア在宅療養支援補助金を実施。
ショートステイ型及びデイサービス型の産後ケアを実施。

【継続】

- 母子保健では、新生児訪問、乳幼児健診、母子健康教育等各種事業の実施。
- 健康増進事業では、3 0 代のヘルスチェック及び生活保護受給者の健康診査、各種がん検診事業等の実施。
- 歯科保健では、成人歯科健診、幼児歯科健診等の実施。
- 予防接種では、A類及びB類の各種予防接種を実施。
- 精神保健では、ゲートキーパー研修を実施。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 については、横ばいで推移している。目標は国の掲げる値を採用しているが、現状では住民全体の検診状況を把握するすべが無いため、目標値と比較して考察することはできない状況である。
指標 2 については、順調に推移。概ね目標を達成できている。

【まち・ひと・しごと】

妊婦本人が来所した際は必ず全員と面談し、代理申請の場合も電話や訪問等で本人からも情報を得よう努めた。

【外的要因】

—

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

がん検診事業をはじめとする、成人に対する各種の健（検）診事業は市民が自身の健康状態を把握し、健康への取組や必要な医療につながるために必要である。
妊婦を取り巻く環境は複雑化しており、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援が必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	がん検診事業	208,399	229,428	218,781	拡充
2	健康教育事業	2,840	4,286	7,661	継続
3	骨粗しょう症予防事業	4,376	8,834	6,207	継続
4	成人健康診査事業	11,027	10,895	12,195	継続
5	あさか健康プラン 2 1 推進事業【再掲】	—	—	—	継続
6	乳幼児健康診査事業	35,586	36,143	38,431	継続
7	妊娠・出産包括支援事業	93,487	184,551	214,655	継続
8	妊婦一般健康診査等事業	117,118	123,639	137,674	継続
9	母子健康教育事業	6,277	6,657	7,468	継続
10	母子訪問指導事業	20,256	17,461	15,563	継続
11	未熟児養育医療給付事業	14,778	19,099	19,937	継続
12	育み支援バーチャルセンター事業（幼稚園巡回相談事業等）【再掲】	—	—	—	継続
13	歯科保健事業	6,205	5,498	5,857	継続
14	精神保健事業	2,490	6,477	8,008	継続
15	予防接種事業	494,340	726,638	618,748	継続
16	健康危機対策事業	2,356	2,769	3,925	継続
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		1,019,535	1,382,375	1,315,110	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 1,019,535	R6年度 1,382,375	R7年度(見込み) 1,315,110
------------------------------	-------------------	-------------------	------------------------

6 現状と課題の分析

がん検診や乳幼児健康診査について、その重要性を市民に周知することにより、市民一人一人が健康行動がとれるよう、工夫する必要がある。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を行う「こども家庭センター」を令和7年4月に設置した。

7 今後の展開

乳幼児健康診査、がん検診や歯科健診などの受診率向上に向けて、更なる工夫を行うとともに、市民一人一人が健康行動をとれるよう、各種事業を推進する。

予防接種事業では、RSウイルス母子免疫ワクチンが令和8年4月から定期予防接種（A類）となる。

8 行政と市民の役割分担

（行政）市民の健康づくりのために十分な保健サービスを提供し、多くの市民がサービスを受けられる体制づくりを担う。

（市民）自分自身の健康志向を高め、周りの方々へ健康づくりの輪を広げ、健康づくりに取り組む。

9 所管部の総括

がん検診についてはおおむね例年どおり実施できた。

予防接種事業では、高齢者帯状疱疹ワクチンを定期予防接種（B類）として実施し、令和8年度からRSウイルス母子免疫ワクチンが定期予防接種（A類）となるため、その準備を行った。

こども家庭センターの開設により、妊産婦への支援の充実につなげる。

253 地域医療体制の充実



担当課 健康づくり課
関連課 —

目 指 す 姿

すべての市民が在宅医療、かかりつけ医、かかりつけ薬局などに対する意識が高く、身近な医療から高度な医療まで地域医療が充実している。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P74》



指標 1

乳幼児のかかりつけ医普及率（％）

乳幼児健診の受診児で、かかりつけ医を持っている割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
78.7	76.2	77.0	100

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・在宅当番医制、小児救急医療支援事業、病院群輪番制など夜間、休日の救急体制の実施
- ・小児救急医療寄附講座の実施（慶応大学）
- ・早期不妊検査・不育症検査助成費補助事業及び早期不妊治療助成事業を実施
- ・献血事業の実施
- ・保健センターの管理

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 については、目標に届いておらず、横ばいの状況である。

医療体制については、例年通りの体制で運営できているが、かかりつけ医の普及について、市民への普及に課題がある。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

医療機関が休診となる平日夜間や日曜祝日における救急体制を整備することは、市民の医療への安心、安全を守るうえで必要不可欠である。今後もこれらの体制を安定的に維持していく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	献血者確保推進事業	2,297	1,558	1,592	継続
2	保健センター管理事業	14,004	29,581	18,032	継続
3	地域医療確保事業	31,457	34,405	30,566	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		47,758	65,544	50,190	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 47,758	R6年度 65,544	R7年度(見込み) 50,190
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

救急医療体制の安定的な体制を維持していくことが重要である。かかりつけ医を持つよう周知するとともに、市民それぞれが救急医療に関して適切な受診行動がとれるよう、啓発が必要である。

7 今後の展開

適切な医療を受けられるよう、現在の医療体制を維持する。かかりつけ医を持ち、救急医療に関しての適切な受診行動を啓発するとともに、救急医療体制についても、維持していく。

8 行政と市民の役割分担

（行政）医療体制について、地域の現状をとらえ、必要な環境を整える。また、適切な受診行動が取れるよう、かかりつけ医を持つことの普及をすすめていく。

（市民）かかりつけ医をもち、適切な受診行動がとれるようになる。

9 所管部の総括

指標に関する進捗状況は、目標の８割弱にとどまっており、横ばい状態が続いているため、かかりつけ医についてのさらなる啓発が必要と考える。救急医療を含めた医療体制については現状を維持するとともに、市民それぞれがかかりつけ医を持ち、適切な受診行動がとれるよう、引き続き啓発を行っていく。

311 朝霞の次代を担う人材の育成

担当課 教育指導課
関連課 教育総務課、教育管理課、学校給食課

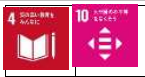


目 指 す 姿

発達段階に応じた様々な教育活動により、児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P84》



指標 1

規律ある態度の達成状況（％）

全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート
結果における平均達成率

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
89	89	89	90

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

・朝霞第六小学校に「校内教育支援センター（スペシャルサ
ポートルーム）」を設置し、支援員 2 人を配置。

【継続】

- ・スクールカウンセラー 7 名を市内全小・中学校へ配置、さわやか
相談員 5 名、サポート相談員 1 1 名を配置。
- ・朝霞市子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを 3 名、教
育相談員を 4 名配置。
- ・食育啓発リーフレット「あさかをたべる」の作成及びtetoruによる
学校・家庭への一斉送付。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

・スクールカウンセラー等の相談員が、全小・中学校に配置されて
いるのはとても良い。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・児童生徒の規律ある態度については、特に「時刻を守る」の項
目では昨年度同様、小・中の平均で 9 5 %を超えた。
- ・各小・中学校にスクールカウンセラーや各種相談員を、子ども相
談室にスクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置し、関係
諸機関等とも連携しながら、様々な背景を抱えるこどもたちに応
じた支援を実施した。
- ・朝霞市食育推進委員会において、食育啓発リーフレット「あさ
かをたべる」を作成した。

【外的要因】

・不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、朝霞市でも不
登校児童生徒数は増加の一途をたどっている。その背景には
様々な要因が複雑に絡み合うとともに、不登校児童生徒に対する
考え方や個別のニーズに応じた支援のあり方が大きく変化してきて
いる。

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

・児童生徒を取り巻く社会状況も大きく変化し、ここ数年増加を続
ける不登校や問題行動等に加え、SNSに関係するいじめやトラブル
が頻発してきている。また、家庭環境も多様化し、食事のかたちも家
庭により様々であり、食育のあり方について検討を重ねていく必要性
がある。また、家庭と連携を図りながら、ネットモラル教育の充実や
ICT機器の適切な使用方法を身に付けさせながら、児童生徒の豊
かな心を育成していくことはますます重要になってくるとされる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教育委員会運営事業	5,394	7,709	9,376	継続
2	教育委員会事務局事務事業	3,901	6,739	7,634	継続
3	教育相談事業	44,376	50,896	57,713	継続
4	小学校図書整備事業【再掲】	－	－	－	継続
5	中学校図書整備事業【再掲】	－	－	－	継続
6	ふれあい推進事業【再掲】	－	－	－	継続
7	教育指導支援事業	25,354	23,572	25,504	継続
8	教職員研修事業【再掲】	－	－	－	継続
9	学校保険事業	12,892	11,624	13,649	継続
10	児童・生徒・教職員健康管理事業	55,186	56,509	58,453	継続
11	学校給食運営事業	979,999	1,002,725	1,103,541	継続
12	給食センター管理事業	124,083	124,259	113,178	継続
13	自校給食室管理事業	26,247	27,558	22,850	継続
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		1,277,432	1,311,591	1,411,898	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
1,277,432	1,311,591	1,411,898

6 現状と課題の分析

- ・不登校児童生徒が抱える課題やその背景は多様化・複雑化しており、保護者によっては教育相談を実施することが難しい家庭もある。よりよい解決のためには、関係課や医療機関等、関係する部署との連携が一層重要となる。
- ・インターネットやオンラインゲームなどの発達により、こどもを取り巻く生活環境が大きく変化し、生活の中で体を動かす機会が減少してきている。

7 今後の展開

- ・様々なケースに応じた教育相談活動のさらなる充実を図る。特に、学校に行きづらい児童生徒の教育機会の確保に向け、タブレット端末を活用したオンライン授業への参加等のほか、スペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）の設置や県の事業であるメタバース活用、A Iドリルの活用などを通して学びをとめない支援を行っていく。
- ・相談員やスクールソーシャルワーカー等による面談や家庭訪問を通して、積極的に情報を収集して実態を把握し、それぞれの家庭環境に応じた対応を図る。
- ・各小・中学校における体力向上推進委員会の活動を充実させ、各学校の実態に応じた児童生徒の体力向上のための取組を進める。

8 行政と市民の役割分担

不登校児童生徒への対応や食育推進活動においては、家庭との連携が不可欠のため、引き続き連携を推進していく。食育については、栄養教諭等による「食に関する指導」を担当とともに実施し、心身の健全な発達を担う教育を行うとともに、毎月の学校給食献立のほかアンケート結果を取り入れたリーフレットの配付を通して保護者に啓発活動を行い、今まで以上に食育の重要性を認識してもらう。

9 所管部の総括

こどもたちに確かな学力の育成を図るうえで、豊かな心と健やかな体を身に付けさせることは不可欠である。生徒指導や教育相談体制の整備充実を図り、教育効果のさらなる向上を目指し、広く家庭や地域との協力・連携を推進していく。また、社会福祉・医療など他機関との連絡調整を密に図り、児童生徒一人一人に寄り添った施策を、一層推進していく。

312 確かな学力と自立する力の育成

担当課

教育指導課

関連課

教育総務課



目 指 す 姿

主体的・対話的で深い学びにより、児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けるとともに自立する力の育成が図られている。

まち・ひと・しごと目標

基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる
(ウ) 魅力ある教育の推進

《後期基本計画冊子 P84》

指 標 1 | 【まち・ひと・しごと】



学習状況調査における平均正答率を上回った科目数（小学校）2科目（科目）

全国学力・学習状況調査（小学校）において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
2	2	2	2

《後期基本計画冊子 P84》

指 標 2 | 【まち・ひと・しごと】



学習状況調査における平均正答率を上回った科目数（中学校）3科目（科目）

全国学力・学習状況調査（中学校）において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
3	3	3	3

1 実 施 内 容

【新規】

・GIGAスクール構想により配備されたタブレット端末のリプレイス端末を調達。

【継続】

- ・小学校低学年補助教員を全小学校へ合計27名配置。
- ・あさか・スクールサポーターを全小・中学校へ合計17名配置。
- ・市内各小・中学校のコンピュータの活用推進及び保守・点検。
- ・朝霞市教育委員会研究開発学校の指定と研究発表会の開催。
- ・小学校英語指導助手を市内10校に対し7名配置。小学校の3～6年生の各学級で外国語活動・外国語のチーム・ティーチングを実施。
- ・中学校英語指導助手を市内全中学校に各1名配置。英語担当教員とチーム・ティーチングを実施。
- ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員を市内関係各小・中学校へ3,000回以上派遣。
- ・市内小・中学校に4名のICT支援員を配置。
- ・AI搭載型オンラインドリル「すららドリル」の導入。
- ・学習ポータル「まなびポケット」の導入。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・低学年補助教員やあさか・スクールサポーター、英語指導助手などの人的配置は計画通り実行できており、児童生徒一人一人へのきめ細かな学習支援・生徒指導を進めることができている。
- ・日本語を母語としない帰国児童生徒は依然高止まりの傾向である。そのため、日本語指導支援員の必要性は高い状況が続いている。
- ・教職員研修に関しては、研究開発学校の研究発表や校内研修が開催され、教職員の資質向上が図られている。

【外的要因】

- ・ICTを日常的に活用し、主体的・対話的で深い学びの推進が求められている。また、学校に行きづらい児童生徒に対し、オンラインドリル等による学習支援が不可欠となっている。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・小学校1・2年生における学習支援や生徒指導及び小学校3年生から中学校3年生までの学力向上に係る、個に応じた指導の充実を図るためには、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの人的配置が不可欠である。
- ・GIGAスクール構想により配備された一人一台タブレット端末を、こどもたち自らが工夫して活用する力を育成する必要がある。小・中学校に配置したICT支援員が、校内ICTに係る教育環境の整備や教育ニーズに合った活用を進めていくことがますます望まれる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教育指導支援事業【再掲】	－	－	－	継続
2	教職員研修事業【再掲】	－	－	－	継続
3	小学校図書整備事業【再掲】	－	－	－	継続
4	中学校図書整備事業【再掲】	－	－	－	継続
5	特色ある学校づくり支援事業【再掲】	－	－	－	継続
6	進路学習事業	1,189	1,298	1,807	継続
7	国際理解教育事業	65,854	77,193	81,184	継続
8	日本語指導充実事業	3,116	2,789	3,191	継続
9	小学校コンピュータ整備事業【再掲】	－	－	－	継続
10	中学校コンピュータ整備事業【再掲】	－	－	－	継続
11	育み支援バーチャルセンター事業（学校巡回相談事業）	744	746	763	継続
12	小学校特別支援学級事業	30,278	34,039	38,278	継続
13	中学校特別支援学級事業	11,694	14,816	16,435	継続
14	特別支援教育事業	22,416	23,870	26,578	継続
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		135,291	154,751	168,236	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
	135,291	154,751	168,236

6 現状と課題の分析

多様な子どもたちに学びを保障することのほか、発達に課題を抱える子どもの増加を背景に、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの支援員増員とその資質向上が求められる。また、GIGAスクール構想において配備されたタブレット端末が更新の時期を迎え、その整備を進めている。さらに、タブレット端末の効果的な活用を目指し、教職員の活用能力向上を図るとともに、ICT支援員による学習支援を充実させていく必要がある。ネット環境における子どもたちの適切な活用については、保護者への啓発等も必要となってくる。

7 今後の展開

今後も、低学年補助教員、あさか・スクールサポーター、特別支援学級補助員等の学校現場への人的配置については、望ましい配置をしていく。また、学校の課題解決に対応した配置となるよう、それぞれの学校の実態を適格に把握する。また、子どもたちが探究的に学ぶための学習基盤として適切にICTを活用できるよう、教員の指導力向上を図る。

8 行政と市民の役割分担

朝霞で育つ子どもたち一人一人のよさや可能性を伸ばすために、確かな学力の定着を図るとともに、豊かな体験活動を通して、他者と協働する力を育むため、行政と市民の関与バランスを維持する。また、中学校部活動の地域展開を進めていくなか、地域人材の活用をはじめとする地域との連携が不可欠である。市内全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとして、学校が核となり、連携・協働を進めていく。

9 所管部の総括

・児童生徒一人一人へのきめ細やかな学習支援、生徒指導という点で、市独自の人的配置は大変効果的である。また、教育研究奨励費を活用した若手教職員の自己研修や研究開発学校助成を活用した学校研修についても、教員の資質向上には欠かすことができないものである。

・一人一台のタブレット端末については、学習における活用・指導面での充実が求められている。指導の個別化及び学習の個性化を図ることにより、一人一人の資質・能力を高める教育を推進していくことが必要である。

313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実



担当課 教育総務課
関連課 教育管理課、教育指導課、学校給食課

目 指 す 姿

学校施設の改修や教職員の資質・能力の向上を図ることなどにより、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境で学校生活を送っている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P85》

指 標 1



「教科等指導員」を任命した教科等の数（教科）

指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
2	5	8	15

指 標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

中学校少人数学級に対応するため普通教室への転用工事の実施（朝霞第三中学校）
防犯カメラ改修工事の実施（朝霞第六小学校、朝霞第九小学校）

【継続】

朝霞第十小学校大規模改修工事
学校施設長寿命化基本方針を計画に改訂
朝霞市教育委員会研究開発学校の指定（朝霞第七小学校、朝霞第八小学校、朝霞第三中学校）
中学校自由選択制の実施

2 審議会等第三者機関の評価・意見

第六小学校、第九小学校の35人学級への対応については、遅滞なく増築工事、転用工事を実施することができた。また、校舎の改修については、学校施設長寿命化計画の策定に着手するとともに、第十小学校の大規模改修を開始した。今後も改修・改築については計画的に実施していく必要がある。
小学校において不登校児童が増加傾向を見せるなか、学校での居場所が確保できるように、施設面においても支援を行っていく必要がある。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

「教科等指導員」を任命したり、外部講師を招聘した研修を実施したりすることにより、教職員の資質向上を図った。学校の修繕等は校舎、体育施設、屋外環境の工事等を実施し、快適で安全・安心な教育環境の整備に努めた。中学校の少人数学級への対応のため、普通教室への転用改修工事を実施した。学校施設長寿命化計画に基づき、朝霞第十小学校の大規模改修工事を施工した。中学校自由選択制は164人の申請・許可を行い、うち第五中学校の特認校利用者は27人であった。引き続き、通学区域の弾力化並びに第五中学校の活性化に努めている。

【外的要因】

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和8年4月1日）に伴い、令和10年度までに中学校の学級編成を段階的に40人から35人に引き下げる。

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

教職員の資質向上のためには教職員研修が不可欠であり、各種、研修を充実していく必要がある。学校施設は施設の長寿命化を図るため改修等を計画的に実施していく必要があるとともに、改築・改修等について計画を策定していく必要がある。また、過大規模となっている学校があり、対応策についても検討していく必要がある。特認校制度は第五中学校への就学を希望する児童・生徒のため、また当該校の活性化のために継続する必要がある。自由選択制度は就学指定校の変更を弾力的に運用することから引き続き必要となる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教職員配置事業	28,485	31,620	37,495	継続
2	教職員研修事業	15,054	13,632	15,640	継続
3	教育指導支援事業【再掲】	－	－	－	継続
4	児童・生徒・教職員健康管理事業【再掲】	－	－	－	継続
5	特色ある学校づくり支援事業【再掲】	－	－	－	継続
6	交通指導員配置事業	66,076	73,379	74,801	継続
7	給食センター管理事業【再掲】	－	－	－	継続
8	自校給食室管理事業【再掲】	－	－	－	継続
9	学校環境衛生事業	4,368	4,379	4,819	継続
10	小学校コンピュータ整備事業	63,779	109,342	112,166	継続
11	小学校運営事業	112,322	111,546	94,078	継続
12	小学校教育振興事業	13,816	17,713	17,072	継続
13	小学校教材教具整備事業	19,079	54,753	23,056	継続
14	小学校施設改修事業	118,845	190,076	188,616	継続
15	小学校施設管理事業	240,617	253,992	276,623	継続
16	小学校図書整備事業	17,745	19,662	20,429	継続
17	中学校コンピュータ整備事業	28,760	55,346	135,264	継続
18	中学校運営事業	73,042	77,183	60,037	継続
19	中学校教育振興事業	32,341	29,719	35,494	継続
20	中学校教材教具整備事業	11,253	12,731	29,404	継続
21	中学校施設改修事業	186,390	42,678	55,426	継続
22	中学校施設管理事業	122,690	130,707	276,623	継続
23	中学校図書整備事業	10,747	11,788	11,882	継続
24	就学・学齢簿整備事業	4,910	5,231	5,447	継続
25	小学校教育扶助事業	42,777	54,083	60,694	継続
26	第五中学校活性化対策事業	24,536	29,517	29,791	継続
27	中学校教育扶助事業	48,253	52,114	56,956	継続
28	通学区区域整備事業	1,116	1,119	1,145	継続
29	入学準備金・奨学金貸付事業	19,819	18,293	20,587	継続
30	小学校特別支援学級事業【再掲】	－	－	－	継続
31	中学校特別支援学級事業【再掲】	－	－	－	継続
32	学校運営協議会事業【再掲】	－	－	－	継続
33	第六小学校校舎増築事業	203,720	1,073,417	－	休止・廃止
34	第九小学校校舎増築事業	203,720	793,313	－	休止・廃止
35	小学校少人数学級整備事業	16,907	20,509	－	休止・廃止
36	学校施設長寿命化計画策定事業	0	11,548	12,303	休止・廃止
37					
38					
計（単位：千円）		1,731,167	3,299,390	1,655,848	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度	R6年度	R7年度（見込み）
	1,731,167	3,299,390	1,655,848

6 現状と課題の分析

教育環境の充実のため、児童・生徒数の推移や施設の状況を的確に把握し、改修工事の必要性や緊急性を判断し、計画的に改修工事を実施していく必要がある。
また、過大規模となっている学校について、対応策を検討していく必要がある。

7 今後の展開

教職員研修は、教職員の資質向上のため内容を充実させて引き続き実施していく。学校施設の改修・改築等については、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に実施していく。中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については今後も継続し、魅力ある学校づくりを目指していく。

8 行政と市民の役割分担

児童・生徒の意見を取り入れながら、教育環境の充実を推進していく。

9 所管部の総括

デジタル学習基盤を活用した学びを充実させるとともに、教職員の研修などを行い指導力向上を図る。学校施設の修繕は、緊急性などを判断し、計画的に実施することができた。中学校少人数学級対応については、朝霞第三中学校の教室転用工事が完了し、教育環境を整備することができた。中学校における特認校制度及び中学校自由選択制度については引き続き実施し、魅力ある学校づくりを行った。

314 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進



担当課 教育指導課
関連課 生涯学習・スポーツ課、教育管理課

目 指 す 姿

学校において地域の人材が教育活動に関わることで、地域に根ざした特色ある学校づくりが推進されている。また、地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等を推進することにより、地域で子供を育てる意識が醸成され、地域の教育力が活性化している。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる
(ウ) 魅力ある教育の推進

《後期基本計画冊子 P85》

指 標 1



学校応援団の活動人数（人）

市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
2,125	1,993	1,600	3,850

《まち・ひと・しごと P41》

指 標 2



ふれあい推進事業の参加者数（人）

中学校区ごとに実施しているふれあい推進事業に参加した方の延べ人数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
7,817	6,817	6,107	7,500

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・各小・中学校において、地域の様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域の方々を、支援員として授業や部活動、教育環境整備等に活用する。
- ・各小・中学校の学校運営協議会において、学校、保護者、地域が協働しながら「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ・活動団体（サークル4団体、PTA4団体）に対し、補助金を交付するなど支援を行うとともに、家庭教育学級の活動報告集を作成、配付し、次年度の活動に向けた周知・啓発を行った。
- ・家庭教育学級合同講演会を開催でき、参加した保護者からも好意的な意見を多くいただいた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

・該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・各学校において、様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域人材を支援員として授業等で積極的に活用し、特色ある学校づくりをそれぞれの学校の実態を踏まえて進めている。
- ・市内小・中学校全てがコミュニティ・スクールになったことに伴い、地域や関係機関との連携の在り方について、これまでの教育活動を見直すことができた。
- ・ふれあい推進事業については、中学校区の全てでふれあいまつり開催に向けた委員会が実施できた。
- ・個別に開催している家庭教育学級に対しては、引き続きの支援を行い、家庭での教育の推進に努めていく。

【外的要因】

- ・個々の家庭教育学級ができる限り工夫し、学習活動に取り組んでいる。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・日常生活の中で、社会のルールやモラル等をはじめ、多様な価値観の存在を子どもたちに教え伝えていく上で、大人の側の学びも重要なものとなっており、家庭教育学級の必要性は高い。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	学校運営協議会事業	3,179	3,514	4,548	継続
2	ふれあい推進事業	1,994	1,898	2,303	継続
3	音楽活動事業	6,654	6,477	7,855	継続
4	特色ある学校づくり支援事業	75,775	91,892	97,520	継続
5	家庭教育推進事業	2,565	2,887	2,799	継続
6	交通指導員配置事業【再掲】	－	－	－	継続
7	放課後子ども教室事業【再掲】	－	－	－	拡充
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		90,167	106,668	115,025	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
90,167	106,668	115,025

6 現状と課題の分析

- ・特色ある学校づくり支援事業では、数値に表れない学校応援団等、ボランティアによる支援が行われている学校もある。今後、社会に開かれた学校づくりという面でも、コミュニティ・スクールの立ち上げを一つの契機として、地域と一体となった学校づくりを推進していく必要がある。
- ・ふれあい推進事業は、地域に根ざした活動となっているが、自治会等の加入率の低下や教職員の働き方改革もあり、改めて地域と一体となった学校づくりに向けて、実施内容等を検討していく必要がある。
- ・家庭教育学級を継続している団体もある。家庭教育学級を運営する団体等に対して、きめの細かい支援を行っていく。

7 今後の展開

- ・事業としての取組を継続して推進していくと同時に、ボランティアの活用を含めた内容の充実を図る。
- ・市内小・中学校 15校のすべてに設置した学校運営協議会により、学校・家庭・地域のつながりをさらに深めていく。
- ・世帯構成が多様になり、それぞれのライフスタイルも多様化しているが、子どもに対する家庭教育の在り方・姿勢について、講演会や研修会を通して、周知・啓発を継続していく。
- ・家庭教育学級に関する補助金について、補助を受けるための要件緩和を行う等、柔軟性のある制度に見直しを図る。

8 行政と市民の役割分担

- ・ふれあい推進事業など、すでに市民参加による活動が定着してきている。また、特色ある学校づくり支援事業においても、地域住民や企業の協力が増えてきている。
- ・引き続き、学校・家庭・地域が連携した取組を継続していく。また、今後、「社会に開かれた学校」から「社会とともにある学校」へと改革を進めるには、学校と地域住民の方々との連携・協働がこれまで以上に必要となってくる。

9 所管部の総括

- ・学校応援団の総人数について、実人数は減少傾向にあるが、延べ人数は増加傾向にある。今後は、学校応援団から地域学校協働活動としての枠組みを確立し、さらなる地域連携を推進していく。引き続き、地域の教育力を生かすとともに、学校を核とした活動をより一層推進し、学校・家庭・地域の連携強化につなげられるような施策の充実を図りたい。今後も、学校教育と生涯学習の連携が必要になってくると思われる。

321 生涯学習活動の推進

担当課 生涯学習・スポーツ課
関連課 —



目 指 す 姿

市民の学習ニーズに応えた学習や学習情報の提供及び活動の充実が図られ、いつでも、どこでも、誰でもが学べる生涯学習環境が整っている。また、市民による自主的な活動が活発に行われるとともに、学習の中心となる人材の育成と活用が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P88》

指標 1



事業参加者満足度（％）

生涯学習各種事業における満足度

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
92.6	92.8	93.0	92.0

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・居場所提供型放課後子ども教室を朝霞第六小学校と朝霞第八小学校に設置した。
- ・第3次生涯学習計画の計画期間が令和8年度で終了することから、生涯学習の推進方策の検討に着手した。

【継続】

- ・社会教育委員会議を3回開催した。会議において、第3次生涯学習計画について、推進の方向性について建議いただいた。
- ・生涯学習ガイドブック「コンパス」を発行し、生涯学習情報の周知を図り、市民団体等が企画、開催する学習活動に対し、補助金を交付し活動の支援を行った。
- ・生涯学習体験教室、放課後子ども教室など、各種事業を実施し、事業の推進に努めた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・プログラムが提供型の放課後子ども教室は、体を動かしたり工作したり、バラエティ豊かでとても楽しそうな印象を受けた。児童の反応も良いとのことなので、引き続き、児童や保護者のニーズを取り入れながら地域の人材を有効に活用してもらいたい。
- ・プログラム提供型の放課後子ども教室は、学区によっては、参加したくてもできない子がいると思うので、地域差の内容な形にできないか検討する必要がある。
- ・居場所提供型の放課後子ども教室を六小と八小において今年度は開始しているが、他の学区から見れば不公平感が出てくると思う。今後、全学区に広げるよう検討してもらいたい。
- ・成人・高齢者向けの学習体制についても検討を進めてもらいたい。
- ・趣味の延長に障害学習があると思うので、好きなこと、やりたいことを続けていける場を充実させてほしい。
- ・成人式に新成人の方たちが成人式記念誌編集委員として関わっているのであれば、SNS等の活用についても議論ができるように投げかけてもよいのではないかと。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

居場所提供型放課後子ども教室を市内2校に設置し、安全・安心な子どもの放課後の居場所の提供を行った。
社会教育委員会議を3回開催し、生涯学習計画の令和6年度事業評価と生涯学習部の事業報告についてご意見をいただき、令和7年度の事業計画、進捗管理等について建議いただき、方向性が示された。

【外的要因】

該当なし

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

- ・居場所提供型放課後子ども教室の設置による子どもの安全・安心な居場所づくりについて、他校へ設置や放課後児童クラブとの一体化など、子どもの居場所づくり事業の拡充が期待されている。
- ・市民への自主的な学びの支援として、学習情報や機会の提供とICT等を活用し「どこでも」「いつでも」学べる環境の充実を期待されている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	人権教育振興事業	8,837	5,458	5,487	継続
2	成人の日記念式典事業	12,347	6,668	4,905	継続
3	生涯学習啓発推進事業	21,212	19,334	18,009	継続
4	放課後子ども教室事業	11,963	10,533	38,559	継続
5	家庭教育推進事業【再掲】	—	—	—	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		54,359	41,993	66,960	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 54,359	R6年度 41,993	R7年度(見込み) 66,960
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

高齢者の学びの継続やデジタルデバイドの解消、障がい者の学びの場の提供などを担う役割が期待されている。

7 今後の展開

- ・放課後子ども教室のプログラム提供型については、ニーズの高い夏休み期間について、開催校数を6校から8校に、1校当たりの開催日数を最大10日間と拡充する。また、居場所提供型については、放課後児童クラブとの一体化について検討を進めていく。
- ・生涯学習事業については、市民ニーズを把握に努め、どなたでも参加いただけるよう様々なテーマの講座や参加しやすい教室を開催するとともに、障害者の生涯学習環境の整備に向けた検討を行う。
- ・ICT等のより有効な活用について検討を進める。

8 行政と市民の役割分担

第3次朝霞市生涯学習計画に則り、市は、市民が学び合い、教え合う「知の循環型社会」が構築されるよう、市民の学びを支援し、市と市民が「協働」で学習活動を推進できるような事業の展開に努める。

9 所管部の総括

令和7年度は生涯学習施策全般について、概ね事業を運営することができた。地域の大学や民間事業者との取組の充実が図られた。従前からの事業については、ニーズ等の反映、見直しを行うとともに、新規事業については、検証を行いながらより良いものとなるよう努め、生涯学習施策の推進を図る。

322 学びを支える環境の充実

担当課 中央公民館
関連課 図書館、文化財課



目 指 す 姿

「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べる施設運営が図られ、市民ニーズに応じた学習、文化活動が充実することにより、市民は教養や健康の維持向上を図る機会を享受し、豊かな社会生活を営んでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P88》

指標 1

事業参加者数（人）

公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
24,996	31,791	35,989	70,000

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・公民館では、南朝霞公民館空気調和設備改修工事、北朝霞公民館屋上防水改修工事を実施したほか、中央公民館長寿命化改修工事を開始した。（令和7年度及び令和8年度継続事業）
- ・図書館では、図書館総合情報システムのOS書き換え対応、キャビネット接地抵抗修繕、排煙窓修繕を行った。
- ・博物館では、随時必要箇所へ修理・修繕を行った

【継続】

- ・公民館では、各種主催事業の実施、利用団体への部屋の貸出しを行った。また、施設の維持管理、必要な修繕を実施した。
- ・図書館では、資料の選定・収集・保存・提供を適切に行うとともに、各種事業を実施することで、市民の生涯学習活動の推進を図った。
- ・博物館では、展示、教育普及、資料調査、資料保存及び施設の維持管理を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・外部評価委員会において、司書や学芸員等のスペシャリストの養成や図書館ホームページに担当の名前と専門を記載することについて御意見をいただいた。
- ・外部評価委員会において、司書や学芸員等、専門性が求められる職員のスキルアップの必要性について御意見をいただいた。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・公民館では、事業は当初の計画通り概ね実施することができた。また、施設改修も計画的に行われている。
- ・図書館では、利用者への資料提供を行うとともに、施設管理において必要な修繕を実施できた。
- ・博物館では、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開した。

【外的要因】

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

市民の様々な生涯学習活動を支えるため、中央公民館、文化財課、図書館ともに、今後もそれぞれの事業の継続が必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	西朝霞公民館運営事業	11,815	13,071	13,648	継続
2	中央公民館運営事業	14,791	16,032	17,128	継続
3	東朝霞公民館運営事業	14,582	15,684	16,719	継続
4	内間木公民館運営事業	10,690	13,339	13,715	継続
5	南朝霞公民館運営事業	11,927	14,108	12,478	継続
6	北朝霞公民館運営事業	17,225	14,375	14,579	継続
7	図書館運営事業	150,668	149,355	149,600	継続
8	図書館北朝霞分館運営事業	67,117	70,995	73,175	継続
9	博物館運営事業	38,673	41,658	44,700	継続
10	西朝霞公民館管理事業	14,150	15,852	15,365	継続
11	中央公民館管理事業	32,603	31,960	23,665	継続
12	東朝霞公民館管理事業	15,491	13,079	17,492	継続
13	内間木公民館管理事業	15,761	15,697	17,787	継続
14	南朝霞公民館管理事業	15,407	15,207	11,797	継続
15	北朝霞公民館管理事業	13,080	10,900	13,842	継続
16	図書館管理事業	32,892	40,160	37,294	継続
17	図書館北朝霞分館管理事業	3,399	3,615	3,484	継続
18	博物館管理事業	41,405	38,048	37,648	継続
19	施設改修事業（公民館）	47,278	67,910	248,662	継続
20	施設改修事業（博物館）	7,028	152,686	12,066	継続
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		575,982	753,731	794,844	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 575,982	R6年度 753,731	R7年度(見込み) 794,844
------------------------------	-----------------	-----------------	----------------------

6 現状と課題の分析

公民館、図書館、博物館いずれも、引き続き適切な施設の維持管理を行うとともに、情報ツールや学習方法が多様化している中、どの年齢層にも魅力ある事業の企画などにより、地域における生涯学習活動の拠点として努める必要がある。

7 今後の展開

施設の老朽化対策を計画的に実施し、より安全で快適に施設が利用できるように取り組む。
また、デジタル化の推進など、市民ニーズの適確な把握に努め、サービスのあり方を考えていく必要がある。
SNSの普及やネット環境の発達により、生涯学習活動が多様化している中、図書館では予算の範囲内において紙の本とともに電子書籍等の提供を行うことで、あらゆる世代の多くの方々に利用いただける図書館の利用環境の整備に取り組む。

8 行政と市民の役割分担

各施設の管理維持及び施設運営は、行政が主体となり実施する。各課の主催事業は、アンケートなどによる市民の声を反映させながら実施する。

9 所管部の総括

今後も適切な施設運営に努め、地域の生涯活動の拠点として、市民ニーズを的確に把握し、新たな取組を検討するなど、利用者数、来館者数等の増加を図れるよう、市民満足度の向上に努める必要がある。

331 スポーツ・レクリエーション活動の推進



担当課 生涯学習・スポーツ課
関連課 —

目 指 す 姿

誰でも いつでも どこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現が図られ、市民が日々スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P90》



指標 1

週 1 回以上スポーツを行っている人の割合（％）

週 1 回以上スポーツを行っている人の割合

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	51.2	—	60.0

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・デフリンピックの出場者・メダル獲得者の懸垂幕を産業文化センターへ掲出し、ゆめばれすで報告会を実施した。
- ・デフリンピックの配信競技について、体育館で放映し、利用者にデフスポーツに親しむ機会を提供した。
- ・第70回記念大会として市民スポーツ大会を開催した。
- ・ねんりんピック空手リハーサル大会を総合体育館で実施した。

【継続】

- ・多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロードレース大会等のイベントを開催した。※ウォークラリーは雨天中止
- ・スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を開催し、スポーツ・レクリエーション関係者や専門家の知見を得て、今後の各種スポーツ施策の方向性等について検討を行った。
- ・スポーツ協会、市民総合スポーツ大会実行委員会に対し補助金を交付し、運営を側面から支援するとともに、各団体と連携して事業を展開した。
- ・市民体育振興奨励補助金、青少年スポーツ振興補助金を交付し、市民・団体のスポーツ活動を支援するとともに、市民スポーツの振興に繋げた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・市民スポーツ大会に参加したことがあるが、自治会・町内会のためのスポーツ大会という印象が強い。多くの市民が参加できるようなスポーツ大会に変えてもらいたい。
- ・民間スポーツジムフィットネスクラブには、スポーツに興味がある方が集まると思う。そういったところに市民スポーツ大会やロードレース大会の周知を依頼してもよいのではないかな。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

市民スポーツ大会、ロードレース大会など大規模なイベントのほか、市民スポーツ教室及び小学生スポーツ教室等をおおむね事業計画どおりに実施することができた。

また、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を例年通り開催し、各委員からご意見をいただくとともに、施策や事業に反映できるものについては、取り入れるよう努めた。各補助金についても、交付を継続できた。

【外的要因】

該当なし

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

・スポーツをする理由として、「健康・体力づくりのため」、「運動不足を解消するため」を挙げる方が5割を超えており、継続して行うための場が期待されている。

・あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加し、地域の人とスポーツを通して交流する機会を提供が求められている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	スポーツ振興事業	18,440	20,700	20,935	継続
2	スポーツ団体等補助事業	12,135	15,005	16,604	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		30,575	35,705	37,539	

総コスト（事業費＋人件費）の 経年変化 単位：千円	R5年度 30,575	R6年度 35,705	R7年度(見込み) 37,539
------------------------------	----------------	----------------	---------------------

6 現状と課題の分析

・令和7年度に実施したアンケートでは、「市スポーツ事業（市民スポーツ大会、ロードレース大会・市民スポーツ教室）に参加したことはありますか。」という問いに82.2%の方が「参加したことはない」と回答があった。

・スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、スポーツに親しむきっかけ作りとしての事業内容や周知方法の見直しが必要である。

7 今後の展開

・第2期スポーツ推進計画において目標として掲げている「20歳以上の市民のうち、60%が週1回スポーツを行うこと」を目指し、各種施策により、市民がスポーツに触れる機会を提供し「みる・ささえる・つなげる」スポーツから「する」スポーツに繋げていく。

・体育施設の指定管理者である文化スポーツ振興公社との連携を深め、事業内容を充実させるとともに、市民への啓発を活発化する。

8 行政と市民の役割分担

・スポーツ協会やスポーツ関係団体などと連携を図るとともに、市民の意見を取り入れながら、効果的に事業を展開していく。

9 所管部の総括

主要事業である市民スポーツ大会、ロードレース大会のほか、各種教室などを予定どおりに開催できた。

スポーツ・レクリエーションの振興を図る上で、各種大会、事業等は市民へのスポーツの普及、市民の交流と健康づくりにつながる重要なものである。参加者アンケート等により寄せられた意見・要望を踏まえ、関係団体等と連携を図り、生涯スポーツ施策の推進を図りたい。

341 歴史や伝統の保護・活用

担当課文化財課
関連課—



目 指 す 姿

市民が地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識が深まっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(イ) 市民の地域に対する誇りと愛着の醸成

《後期基本計画冊子 P92》

指標 1

博物館展示回数（回）

博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展等の開催回数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
7	7	7	6

《まち・ひと・しごと P36》

指標 2

博物館を授業等で使用した市内小中学校数（校）

博物館を授業等で使用した市内小中学校数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
15	15	15	15

1 実 施 内 容

【新規】

【継続】

- ・各種媒体を通じての文化財に関する普及啓発。
- ・文化財保護関係団体への補助金交付。
- ・指定文化財の柵塚古墳歴史広場、湧水代官水、広沢の池、二本松の保護、管理。
- ・埋蔵文化財の確認調査(試掘調査)、発掘調査、整理、資料作成、出土品保存処理、調査報告書刊行。
- ・埋蔵文化財センターの維持管理。
- ・重要文化財旧高橋家住宅の維持管理、活用事業8回、年中行事展示14回。
- ・博物館運営事業

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【文化財保護審議委員会議】

酷暑の中での埋蔵文化財調査、旧高橋家住宅の管理作業等で必要な配慮を考えてほしい。

【博物館協議会】

博学連携について学校と博物館の連携が良くとれているので、本物の学びの場として引く続き実施していただきたい。

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標 1 については、目標を達成できている。
指標 2 については、目標を達成できている。

なお、埋蔵文化財調査件数について、市内開発事業の増加に伴い、目標値2件に対し、令和5年度6件、令和6年度4件、令和7年度7件となっており、目標を上回る状態が続いている。

【外的要因】

博物館法の改正により必要とされる事業についても計画し取り組むとともに、新たな事業展開も模索しながら取り組む。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

博学連携は博物館協議会で必要性をはじめ、文化財などの歴史資源を観光資源として使用しようとする動きが、博物館法の改正を含め、活発化してきており、地域の歴史、文化や文化財に対する意識が高まってきている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	旧高橋家住宅管理運営事業	14,881	15,717	17,857	継続
2	指定文化財等保護管理事業	22,537	13,955	14,258	継続
3	文化財保護普及事業	6,926	7,272	7,850	継続
4	埋蔵文化財センター管理事業	9,089	9,560	7,825	継続
5	埋蔵文化財調査保存事業	38,251	33,237	35,228	継続
6	博物館運営事業【再掲】	－	－	－	継続
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		91,684	79,741	83,018	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
91,684	79,741	83,018

6 現状と課題の分析

博物館の開館から29年経ち、施設や機器の経年劣化等により、文化財の十分な活用が図れない状況にある。これらの文化財を適切に保存し広く活用できるよう、今後も、施設改修や機器の更新も含め、適切な保存環境の整備及び調査、整理、保存措置等を行う必要がある。

7 今後の展開

文化財の保護・管理とともに、文化財を市の特徴を示すプロモーションとして使用できるよう、関係各課との情報共有を行っていく必要がある。また、生涯学習の場として誰もが学べる学習機会が市民に提供される体制を引き続き構築していく。

8 行政と市民の役割分担

（市）・旧高橋家住宅で、重要文化財の保護に従事するボランティアを育成する。・歴史や伝統の保護・活用のために活動している市民団体について、補助金を交付し、必要に応じて相談にのるとともに、関連情報の提供や活動支援を行う。・博物館で、学芸員と研究団体が連携し、調査等を行う。
（市民）・旧高橋家住宅登録ボランティア・文化財保護関係団体・博物館講座室利用団体

9 所管部の総括

指定文化財について、定期的に状況観察を行い、必要に応じた措置を施し維持管理できたことは、大きな成果と考える。今後においても適切な資料保存を行うとともに地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化財・歴史を伝授するよう努めたい。

342 芸術文化の振興

担当課 生涯学習・スポーツ課
関連課 —



目 指 す 姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得るとともに、より身近で優れた芸術文化に親しめる機会が提供されている。
各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実と活性化をはかり、芸術文化に感心を持つ市民の活動が促進されている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P92》

指標 1

文化祭入場者数（人）

朝霞市文化祭の入場者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
8,766	8,496	4,298	14,500

指標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

芸術文化事業として、団体や市民の方と協力し、作品の展示、囲碁・将棋の大会等、成果を発表する場を提供し、地域固有の文化や芸術文化に親しむ機会を提供し、芸術文化への意識の高揚を図ることができた。

【継続】

令和7年度は「芸術文化展」、「市民芸能まつり」、「文化祭」のほか、夏休み親子陶芸教室といった芸術文化事業をすべて実施することができた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

朝霞市文化協会と共催で「芸術文化展」、「文化祭」、「夏休み親子陶芸教室」など芸術文化事業を実施することができた。文化祭の展示部門が中央公民館の改修工事に伴う休館により中止となったため、参加者が減少したが、芸術文化展において、公募作品を展示するなど、活動の成果を発表する機会の提供に努め、芸術文化に親しむ機運を醸成した。

【外的要因】

・中央公民館改修工事に伴う休館により、文化祭の展示部門については中止した。

4 必 要 性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

暮らしや生活の中に、芸術や文化に親しむ機会が身近にあることは、心の豊かさやゆとりにつながる。芸術文化を通じて、市民が交流し、コミュニティの活性化にも繋がることから、必要性は大きいと考える。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	芸術文化振興事業	13,557	8,933	6,805	継続
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		13,557	8,933	6,805	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
13,557	8,933	6,805

6 現状と課題の分析

「朝霞ストリートテラス」や「冬のあかりテラス」など、季節ごとに様々なイベントを通じて、音楽や芸術を楽しみ、参加発表する機会が増えており、芸術文化への関心は高いが、文化協会を中心とした、芸術文化事業への参加者が減少している。

7 今後の展開

文化協会と連携し、魅力的なイベントとなるよう事業内容を協議しながら事業に取り組む。子どもから高齢の方や障がいのある方などどなたでも、芸術文化に親しみ、参加いただく機会を提供し、芸術文化の振興と地域文化の継承に努めていく。

8 行政と市民の役割分担

市は、文化協会と協働し、「文化祭」や「芸術文化展」、「市民芸能まつり」を開催する。

9 所管部の総括

文化祭事業、夏休み親子陶芸教室などを開催し、体験や活動の成果発表の場と芸術文化に親しむ機会を提供し、多くの市民の参加いただいた。芸術文化に親しむ市民は多く、市の活性化につながるものであることから、芸術文化施策をより推進していく。

611 人権教育・啓発活動

担当課 人権庶務課
関連課 教育指導課、生涯学習・スポーツ課



目 指 す 姿

朝霞市人権・同和行政実施計画に則った事業の実践により、市民一人ひとりの人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るい社会になっている。

まち・ひと・しごと目標 —

《後期基本計画冊子 P142》

指 標 1



人権に関する研修会・講演会参加者数（人）

人権研修会などの年間参加者数

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
323	303	277	630

指 標 2

—

—

R5年度実績	R6年度実績	R7年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実 施 内 容

【新規】

- ・人権教室について、人権擁護委員と連携し、令和7年度は公設公営保育園9園、公設民営保育園1園に加え、放課後児童クラブ9施設と市内中学校の支援級1校で実施し、合計20回実施した。
- ・戦後80年を迎えた令和7年10月18日（土）に朝霞市民会館で朝霞市戦没者追悼式を開催し、来賓の方を含め63人が参列された。

【継続】

- ・人権施策庁内連絡会を1回、庁内人権問題研修推進員研修会を2回開催。
- ・職員の人権意識の醸成を図ることを目的に、階層別職員研修において講師を務めた。
- ・平和の大切さを伝えるため、なつやすみ親子ピースチャレンジや平和パネル展、終戦の日等の黙とう及び半旗の掲揚を実施。
- ・企業人権教育研修会や公民館人権教育講座を開催。
- ・成人式の出席者に対して人権啓発冊子を配布。
- ・広報あさかやホームページを活用して啓発記事を掲載。
- ・小中学生に人権作文への応募の呼びかけを行い、人権作文集「たいよう」を作成。
- ・朝霞市人権教育推進協議会へ補助金を交付し、人権教育・啓発事業の支援を実施。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・該当なし

3 進 捗 状 況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標1については、テーマに避難所での人権問題や昨今のSNS問題など、だれもが当事者となりえるテーマを取上げ研修会を実施し参加者からは好評をいただいた。目標を下回ったが、研修会等を周知することで多様な人権課題があることを伝える機会と捉えている。

また、「人権教室」を公設公営保育園9園、公設民営保育園1園、放課後児童クラブ9施設と市内中学校の支援級1校の合計20施設で実施できたこと、また、市内小学校2校で「人権の花運動」を実施したことによりめざす姿に近づいている。

市民一人一人の人権意識や人権感覚が高まり、差別のない社会を実現するために、今後も複雑、多様化する人権問題に関して、市民や企業に対し講演会や研修会などの学習機会を提供するとともに、啓発・周知の取組を進めていく。

【外的要因】

- ・該当なし

4 必 要 性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

・すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重意識の醸成を図ることは必要不可欠であり、人権尊重社会を望む市民の願いは変わる事はなく、様々な人権問題が生じている状況からもニーズは高まっていくものと考えます。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R5決算	R6決算	R7決算見込み	
1	教育指導支援事業【再掲】	-	-	-	継続
2	特別支援教育事業【再掲】	-	-	-	継続
3	人権教育振興事業【再掲】	-	-	-	継続
4	人権啓発推進事業	6,527	7,935	10,937	継続
5	戦没者追悼事業	-	-	7,241	休止・廃止
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		6,527	7,935	18,178	

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R5年度	R6年度	R7年度(見込み)
6,527	7,935	18,178

6 現状と課題の分析

・大規模な災害の発生や感染症の拡大など様々な要因による社会状況等の変化により、人々の意識が大きく変わるような状況があり、インターネットやSNSによる人権侵害事案の増加をはじめとして、人権問題は複雑化、多様化する傾向にある。

・課題としては、市民や職員の人権意識を高めていくため、複雑化、多様化する人権問題に対して、創意工夫した人権教育、啓発活動を継続的に行っていく必要がある。

7 今後の展開

・人権教育については、児童、生徒、教職員の人権意識を向上させるとともに、人権問題の正しい認識と理解を深めるよう取組を充実させる。また、講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行い、より効果的な実施手法の中で、多くの市民に人権に関する関心と正しい知識が得られるよう人権教育を推進する。

・人権啓発活動については、人権施策を実施する関係部署との連携を図るとともに、新たな人権問題に対する正しい認識と理解を深めるため、市職員への研修等の充実を図る。また、市民に対しては、より身近な人権課題についての情報提供や啓発活動を工夫し、推進を図る必要がある。

8 行政と市民の役割分担

（市）人権教育については、学校の教育活動を通じて、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を推進する。また、人権啓発事業については、市民や職員の人権意識を高めていくための事業等を実施する。

（市民）人権啓発活動において人権擁護委員との協働を行う。

9 所管部の総括

・市民一人一人の人権意識を高め、差別のない社会の実現に近づけるために、既存の事業を着実に実施していく。

・複雑かつ多様化する人権問題については、職員への研修を充実させるとともに、市民に対して正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る。

質問 番号	総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料 請求	請求する 資料の内容	委員名
1	221 子どもたちが健やかに育つ環境整備	居場所提供型放課後子ども教室は今年度も六小、八小のみですが、小1の壁対策等で、朝霞市は子育て時間（部分休暇制度）を導入されました。民間企業にこのような制度を推奨していく予定はありますでしょうか。	産業振興課	仕事と家庭生活の両立や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む市内の企業を朝霞市が認定する、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度を通じて、市内の企業の働き方の見直しに向けた自主的な取組の促進を図っているところです。引き続き、認定された企業の取り組みや制度の周知、関係機関との連携を行うことで、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していきます。	—		小島委員
2	221 子どもたちが健やかに育つ環境整備	指標1として、「要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数」が挙げられていますが、成果の評価としては不適切で、本来は本事業の目的である「要保護児童が適切に把握され、適切な保護や支援が行われたかどうか」ではないでしょうか。2023～2025年度において、把握できた要保護児童は何名で、そのうち適切な保護を受けられた児童は何名、適切な支援を受けられた児童は何名でしょうか。また、潜在的な要保護児童も存在すると思われます。顕在化しない要保護児童をどのように把握しようとしているのかも教えてください。	こども家庭課	指標については、第6次総合計画から、成果指標を要保護児童対策地域協議会の開催回数から、個別支援会議を開催した人数に変更しました。 児童虐待に関する通告受理件数は、令和5年度314人、令和6年度351人、令和7年度371人で、いずれの事案も児童相談所等と連携し、注意喚起や助言指導等の適切な対応を行っています。 潜在的な児童の把握には、日頃から子どもと接する機会の多い大人が見守り、気づくことが必要であるため、研修や広報啓発等を通じて、意識醸成を図っています。	—		村上委員
3	221 子どもたちが健やかに育つ環境整備	こども家庭センターにおける専門職配置と支援体制について、以下の点をお伺いします。 保護者との信頼関係を構築し、継続的な支援を行うために、現在の雇用形態や人員配置における課題や工夫があればお聞かせください。 小中学校にスクールソーシャルワーカーが配置されたことを踏まえ、児童相談所・学校・保育所等との連携をより円滑にするため、子ども家庭センターに必要と考えられる専門職や体制があればご意見を伺えますか。	こども家庭課	こども家庭センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した部署として令和7年度から設置しています。 専門職の配置については、両機能の調整や支援内容の集約を行う役割を担う保健師を統括支援員として配置しているほか、保健師、社会福祉士、管理栄養士、助産師、看護師、歯科衛生士を配置し、専門的な知識と技術に基づいた伴走支援を行うとともに、健診や面談、訪問等を通じて信頼関係の構築に努めています。 また、スクールソーシャルワーカーを含め、児童相談所・学校・保育所等との連携をより円滑にするため、まずは、現体制において、統括支援員を中心とした専門職と、関係機関職員との情報共有による「顔の見える関係づくり」を進めていくことが重要と考えています。	あり	職員の配置状況（常勤・非常勤）と専門職の資格別人数。今後の雇用計画。	光廣委員
4	222 子育て家庭を支えるための環境整備	子育て支援センターの利用者数だけで成果を測るのは適切ではないと思います。子育て支援センターの目的は何で、対象者はどのような人で、それは市内に何名いて、そのうちセンターを利用している人は何名、本来、利用すべきだが利用できていない人は何名といった評価が必要ではないでしょうか。また、利用できていない人には、どのような支援が行われているのかも教えてください。	こども未来課	子育て支援センターは、地域全体で子育て家庭を支え、保護者の孤立感や不安を和らげ、乳幼児が安全に遊べる場の提供、親同士の交流促進、専門の職員による育児相談を通じて子どもの健やかな成長と保護者の心身のサポートを目指すことを目的としています。 対象は、0歳から就学前までのお子さんとその保護者の方のほか、祖父母や妊娠中の方も利用可能となっており、市内だけでなく、市外の方も利用できます。 本来利用すべき方（孤立や不安を抱える保護者や親同士の交流を求める方等）の人数を見込むことは困難ですが、お電話でのご相談も受け付けしているほか、保健センターでの検診時の案内や、ホームページで施設の利用について周知を図っています。	—		村上委員
5	223 幼児期等の教育・保育の充実	保育園待機児童、放課後児童クラブ入所保留者ともに、目標0人に対し、9人、240人と目標未達の状態ですが、これを解消する対策が書かれていないように思います。いつまでにそれぞれを0人にするのか、そのために具体的にどのような対策をいつ行うのかを教えてください。これがないと、評価の意味がないように思います。	保育課 こども未来課	【保育課】 保育園の待機児童数については、毎年度0人を目標としています。その達成に向け、既存施設の定員拡大を実施していくとともに、出生率や住宅開発の状況などを踏まえながら、必要な受入枠の確保に努めたいと考えています。 【こども未来課】 放課後児童クラブの入所保留者については、今後しばらくは子育て世帯の転入等に伴う増加が見込まれます。 今後の取り組み予定としては、令和8年度は夏休み対策として、プログラム提供型の放課後子ども教室を第六小、第八小以外の8校で実施することを予定しています。 令和9年度には、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営することを前提に、現在実施している第六小、第八小の2校に、第五小を加えた計3校での実施を予定しており、効果を見定めながら徐々に実施校を拡大し、最終的には全ての小学校での実施を検討しています。	—		村上委員

質問番号	総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料 請求	請求する 資料の内容	委員名
6	223 幼児期等の教育・保 育の充実	小1で学童に入れないと予想されるため近隣市にわざわざ引越す家庭が実際おり、また、入れない前提で仕事を調整したり、辞めざる得ない家庭もいると考えています。放課後子ども教室は自立した児童が対象で、低学年では難しいと思いますが、今後の対策はありますか。子育て支援を謳っているなら223の項目の必要性は3ではなく4ではないでしょうか。	こども未来課	本市は、新1年生が優先的に放課後児童クラブに入所できるような仕組みとしており、また市内の民間事業者にも、低学年の割合が一定以上の場合に補助金を交付する制度を設け、市全体として低学年が優先的に入所できるような体制づくりに取り組んでいます。 入所保留となった2年生以上の児童に対しては、放課後もランドセルを背負ったまま直接児童館に来館できる「ランドセル来館事業」を実施しています。 今後の対策としては、令和8年度は夏休み対策として、プログラム提供型の放課後子ども教室を第六小、第八小以外の8校で実施することを予定しています。 令和9年度は、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営することを前提に、現在実施している第六小、第八小の2校に、第五小を加えた計3校での実施を予定しており、効果を見定めながら徐々に実施校を拡大し、最終的には全ての小学校での実施を検討しています。	あり	今後の待機児童解消のための具体的な計画。	光廣委員
7	223 幼児期等の教育・保 育の充実	ファミリーサポート事業について、朝霞市は緊急サポート以外は市でコーディネートしていますが、近隣市では民間委託を行っていたり、依頼をLINE等で一括して依頼を受ける側であるサポート会員に呼びかけたりしています。また、地域リーダーによる交流や、コーディネートをするセンターの依頼者及び協力者へのサポート体制がありますが、朝霞はそのようなつながりやサポートが不足しており、熱意あるサポート会員のモチベーションの維持に困難が生じています。依頼者の個別の事情も本人から伺うしかなく、各機関の連携などの責任を持ってお子様をお預かりするための仕組みがありません。また、子どもの検診等でファミサポを紹介されますが、サポート会員が少なく、利用できないこともあります。今後、朝霞市ではファミサポはどのように運営されるのでしょうか。サポート会員と依頼するファミリー会員双方の意見を反映させる仕組みを作る予定はありますか。	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をしてほしい市民（ファミリー会員）と子育ての手伝いができる市民（サポート会員：有償ボランティア）による相互援助活動を行う会員組織として、会員の活動を支援・調整するアドバイザーを配置し実施しています。 事業の実施方法等については、自治体によって異なっており、自治体の特性や社会状況の変化に応じて、適宜、見直しが必要なものと考えています。 会員からのご意見は、電話・ショートメール・メールのほか、毎月の活動報告書の提出時や講習会等で随時伺いしています。 今後も、他自治体の事例を参考に、会員からのご意見を伺いながら、より良い仕組み作りができるよう取り組んでいきます。	あり	サポート会員、ファミリー会員から寄せられた意見等。実際の依頼数と行われたサポートの数と現在のサポート会員（登録者数と実際ここ半年、一年活動しているサポート会員の数、またここ半年活動してかつ、車を使用しているサポート会員の数）とここ一年依頼したことのあるファミリー会員の人数及びそれらの過去五年間の推移。	光廣委員
8	311 朝霞の次代を担う人 材の育成	児童生徒・保護者および教職員への相談支援体制について、以下の点をお伺いします。 ①スクールカウンセラー（SC）およびスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置状況（常勤・非常勤の別）と、その体制となっている理由について教えてください。 （例：配置基準、予算、専門職の確保状況など） ②継続的な支援や信頼関係の構築の観点から、相談体制の工夫や課題があればお聞かせください。 ③相談内容や相談者との相性に応じて、他校のSC・SSWや外部機関につなぐ仕組みがある場合、その運用状況を教えてください。 ④児童生徒・保護者だけでなく、教職員のメンタルヘルスや業務負担に対する相談支援について、学校としてどのような体制を整えているかお伺いします。 ⑤6小に設置された「校内教育支援センター」の利用状況や効果について、把握されている範囲で教えてください。 ⑥不登校児童への支援について、現在の取り組みや、他市の事例を参考にしている点があればお聞かせください。	教育指導課	【該当資料なし】 ①SCは、全小学校に月1回、二中・五中には隔週で週1回、一中・三中・四中には週1回配置されています。SSWは、子ども相談室に3名配置されています。2名は年間45日、1名は年間90日の勤務です。SC、SSWともに埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課が定める「市町村立小・中・義務教育学校配置の埼玉県スクールカウンセラー等活用事業実施要項」「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」に任用についての定めがあります。 ②限られた勤務日数であるため、教育相談部会やさわやか相談室と相談内容を共有し、継続的な支援につなげています。相談件数が多い学校もあるため、勤務報告書等の事務作業に係る時間配分が課題として挙げられます。 ③特にそのような仕組みはありません。 ④倫理確立委員会の委員や衛生推進者、管理職等に随時相談できる環境を整えています。各校で、ハラスメント防止委員会等が設置され、風通しのよい職場づくりが進められています。 ⑤令和7年度の利用人数は、34名（実人数）です。教室に入りにくさを感じている児童が校内教育支援センターへ登校できたり、利用している児童が一部の授業で自身の教室に戻って授業を受けたりすることができたという報告を受けています。また、一部の児童がクールダウンのために活用しているという事例もあります。 ⑥不登校児童生徒に対し、担任が中心となって、定期的な連絡・面談を行い、信頼関係構築に努めています。また、学習面では、AIDリルの学習支援、オンライン授業、埼玉県が行っているメタバース空間を活用した支援事業等を周知しています。校内教育支援センターもこどもの居場所づくりとして機能を果たしています。	あり	カウンセラー等の常勤非常勤の稼働実績。校内教育支援センターの現状、不登校支援の運用状況に関する資料。	光廣委員

質問番号	総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料 請求	請求する 資料の内容	委員名
9	312 確かな学力と自立する力の育成	特別支援教育の充実に向けた校内支援体制についてお伺いします。 ①校内での特別支援教育に関わる職員の役割分担や連携体制（校内委員会・コーディネーター・支援員等）の現状について教えてください。 ②支援の継続性を確保するための人的配置（常勤・非常勤のバランスを含む）における課題や工夫があればお聞かせください。 ③児童生徒への支援をより充実させるために、現場の教職員の皆様が必要と感じている支援（人員・専門職・研修・予算等）があればお知らせください。	教育指導課	【該当資料なし】 ①校内委員会は校内における特別な支援を必要とする児童生徒について、学びの場の検討や支援の在り方を検討する役割を果たしています。特別支援教育コーディネーターは、支援を必要とする児童生徒の実態把握、支援員の配置の調整等各校の実態に応じて役割を調整しています。特別支援学級補助員は、原則、特別支援学級において特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援や生活介助を行っています。 ②支援の継続性を確保するため、特別支援学級の学級数や在籍する児童生徒の障害の内容を考慮し、毎年配置人数を調整しています。特別支援学級補助員は週5日、3時間もしくは5時間の勤務となっています。 ③学校訪問等を通して先生方の指導や支援について実態を把握するとともに、教員との情報共有を行い、効果的な児童生徒への指導や支援の在り方について検討しています。本市では、低学年補助教員やあさかスクールサポーター、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員などを配置し、充実した支援を継続しています。	あり	特別支援学級、特別支援教育に関わる教職員らの要望（雇用形態、立場を問わない全ての職員を対象とする）。	光廣委員
10	312 確かな学力と自立する力の育成	特別支援学級の保護者から、「2月のなかよし発表会で市内他校の発表等があり、とても感動した」「他の学校の支援級での取り組みや情報共有の場が欲しい。」「窓口がバラバラで相談先がわからない、ホームページに書いてあるとされても仕事と子育てで忙しく目を通すことすらできない」との話を聞きました。例えば、ワンストップの相談窓口はないのでしょうか。また、各種申請書類の記入が負担ですが、住所や生年月日など重複している部分の記載を省略できるような、負担軽減の取り組みはないのでしょうか。	教育指導課	【該当資料なし】 新就学児及び市内小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の就学や形態変更など、多様な学びの場の検討や支援の在り方についての相談窓口は、一括して教育指導課就学相談担当が行っています。 5月と10月の年2回、就学相談オリエンテーションを実施するとともに、関連資料を朝霞市ホームページにも掲載しています。	あり	一括して相談できる窓口があればそれに関する資料及びその周知資料。	光廣委員
11	312 確かな学力と自立する力の育成 313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	質の高い教育を支える人的体制および日本語指導の充実について、以下の点をお伺いします。 ①教職員・事務職員・支援員等の配置状況について、現場の教育活動に対して十分であるか、または改善の余地があると感じている点があればお聞かせください。 （例：業務負担の軽減、残業削減、支援体制の強化など） ②学校として、職員の業務量や必要な人員に関するニーズ調査や意見収集を行っている場合、その方法や結果の概要を教えてください。 ③日本語指導支援員の配置条件・人数、また実際にどのような方が指導にあたっているかについてご説明いただけますか。 ④日本語指導の計画において、学年ごとに設定している日本語技能の到達目標があれば、その内容と達成状況について教えてください。	①、③、④教育指導課 ②教育管理課	①本市では、埼玉県の学級編制基準により配置された教職員（県費負担教職員）に加え、朝霞市独自に任用している低学年補助教員やスクールサポーター等の支援員が各校に配置されており、人的体制は十分整っています。一方、学校教育に対する保護者・地域からの要望も多様化・複雑化しており、負担や不安を感じる職員もいます。指導技術を伸ばすために市や各学校では授業研究や研修の機会を設けていますが、教職経験の浅い教員への組織的な支援体制の構築が急務です。また、各学校では、働き方改革が進み、ICT環境も整備された結果、業務削減が進み、勤務時間終了後の在校等時間が減少しています。 ②本市では、ICTの活用などにより業務量の削減に努めています。また各校の教職員数は、児童生徒数に基づいて「埼玉县市町村小・中学校県費負担教職員配当基準」により配置されています。 （参考資料：埼玉县市町村小・中学校県費負担教職員配当基準） ③日本語指導支援員の配置については、特に規定を定めていません。日本語を母語としない児童生徒に対して、必要な人数を配置しています。支援員は、学校教育に理解がある方を校長が推薦し、教育委員会が承認しています。 ④日本語の到達目標については、学年ごとに一律に設定していません。ただし、日本語適応能力を有し、各教科等の専門的語彙の理解ができるよう支援にあたっています。	あり	職員配置に関する要望の資料。また日本語指導の計画、到達すべきレベルや達成度の資料。職員配置や日本語指導に関する現場の要望や改善提案をまとめた資料。	光廣委員

質問番号	総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	資料 請求	請求する 資料の内容	委員名
12	313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	朝霞市でＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）が開設されましたが、運用状況を教えてください。	教育指導課	朝霞第六小学校に会計年度任用職員を２名、朝霞第三小学校には県費負担教職員を１名配置し、学校の課業日に開室しています。その他の小学校については、教員のほか地域の方々やボランティアの方にもご協力をいただき、運用しています。利用状況については、少ない日は１・２名程度、多い日は７・８名程度の活用があります。また、中学校では、５校中３校がさわやか相談室とは別に各校の実態に応じたスペシャルサポートルームを運営または運営に向けた準備を進めています。	—		小島委員
13	313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	ヤングケアラーは全国平均（中学２年生）で１７人中１人いると言われますが、朝霞市は実態調査をされて、今後どのような対策をされますか。	こども家庭課	今後はヤングケアラーの具体的な把握が必要になると考えます。子ども自身が、ヤングケアラーである認識がない場合が多いことから、普段から子どもと接する機会の多い大人が、見守り、気づくことが必要になるため、研修や広報啓発等を通じ、意識啓発等を図っていきます。 また、ヤングケアラーを把握した際には、福祉や教育などの関係機関と連携しながら、対応していきたいと考えます。	—		小島委員
14	313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実 314 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進 321 生涯学習活動の推進 632 多文化共生への理解の推進	日本版ＤＢＳ（正式名称：こども性暴力防止法）について、子どもに関わる、または関わる可能性のある職員（ボランティア、講師、教科等指導員、学童やこどもに関わる団体の運営スタッフ、ファミサポ、学校応援団など地域からの支援員、日本語指導支援員や通訳など）に対する運用計画はあるのでしょうか。あるとすれば、実際、どの範囲で適用される予定ですか。今後の必要性は３ではなく４ではないでしょうか。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou	教育管理課	令和８年１２月２５日の「こども性暴力防止法」の施行に向け、教育委員会としても、こども家庭庁や埼玉県教育委員会の通知に基づき、計画的に運用準備を行っています。本市としては、児童生徒を性暴力の被害者にさせないため、令和８年４月に「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定しています。今後は、国や県、本指針をもとに朝霞市立小・中学校に勤務をする教職員のほか、学習支援にあたる職員や相談員等の会計年度任用職員も対象となります。	あり	朝霞市における日本版ＤＢＳ運用計画、または指針。	光廣委員
15	全体	他の評価も提出した質問と同様、適切でないものが多くを占めています。何をやったかではなく、目的が達成できたか、できなかった場合、その要因は何で、今後、何をどうしていけばいいかを明らかにするのが成果評価だと思います。今後は、事業の目的を明確にし、関係者間で共有するための評価指標の検討・設定を求めます。	政策企画課	第５次総合計画後期基本計画で設定した指標については、アウトプットからアウトカムの流れを踏まえていないものがあることから、第６次総合計画の策定に際しては、総合計画審議会で頂いたご意見を踏まえ、アウトカムを適切に測定できる指標の設定に努めました。 今後、第６次総合計画に基づき実施した取組に対する、施策評価や事務事業評価について検討を行いますが、その際はご意見いただいた評価指標の在り方を踏まえ、より適切な指標の設定に努めます。	—		村上委員

委員の関心・興味があるテーマやキーワード ※ 会議の中で話題として取り上げる可能性があります。

テーマ・キーワード	委員名
ファミリーサポート	光廣委員
待機児童	

質問番号 3 に関する請求資料【こども家庭課】
(総合計画コード 2 2 1 子どもたちが健やかに育つ環境整備)

職員の配置状況（常勤・会計年度任用職員（非常勤））

【常勤職員 18 名】

管理職員（3 名）：課長、課長補佐、副主幹（統括支援員・保健師・こども保健係長兼務）

こども家庭総務係（3 名）：事務職 2 名、管理栄養士 1 名

こども相談係（5 名）：社会福祉士 1 名、保健師 4 名

こども保健係（7 名）：保健師 7 名（※副主幹除く）

【会計年度任用職員（非常勤） 20 名】

助産師 4 名、看護師 1 名、管理栄養士 1 名、歯科衛生士 3 名、ファミリーサポートアドバイザー 3 名、家庭児童相談員 4 名、事務補助員 4 名

専門職の資格別人数

保健師：12 名（すべて常勤職員）

助産師：4 名（すべて会計年度任用職員）

看護師：1 名（すべて会計年度任用職員）

社会福祉士：1 名（すべて常勤職員）

管理栄養士：2 名（うち 1 名が会計年度任用職員）

歯科衛生士：3 名（すべて会計年度任用職員）

※家庭児童相談員については、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等のカウンセリングに関する資格を所持しています。

今後の雇用計画

現時点では具体的な雇用計画は定めていません。

こども家庭センターは、令和 7 年度に新設し、令和 8 年度の機構改革により「こども家庭課」として新体制とした部署であることから、当面は現体制を維持し、専門職の業務効率化と、関係機関との連携状況を検証した上で、新たな課題が生じた際には、こども家庭センターとしての機能が十分に発揮できるよう検討を行い、必要に応じて人材の確保を行っていきます。

放課後児童クラブ 入所保留児童対策に関する計画

令和7年度以前

- ・入所保留となった2年生以上の児童を対象に、放課後もランドセルを背負った

まま直接児童館に来館できる「ランドセル来館事業」を実施

- ・居場所提供型の放課後こども教室を第6小、第8小の2校で実施

令和8年度

- ・居場所提供型の放課後こども教室（第6小、第8小）を継続実施

- ・夏休み対策として、プログラム提供型の放課後子ども教室を第6小、第8小以

外の8校で実施。

令和9年度

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営することを前提に、第6

小、第8小の2校に、第5小を加えた計3校で実施。

令和10年度以降

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営について残り7校での実施

に向け順次拡大を検討

ファミリー・サポート・センター事業

令和8年3月31日現在

会員から寄せられた意見

- ・謝礼の額の見直しはできないか。
- ・謝礼の額を上げてほしいが、上がりすぎると所得の関係で活動回数を減らさなければならない。
- ・車を使用した際の交通費の見直しはできないか。
- ・ファミリー会員への補助金（低所得者・ひとり親家庭）
- ・ファミリー会員向けの情報をSNSなどで発信してはどうか。
- ・センターからサポート会員への支援活動の依頼をLINE等で広く行ってはどうか。

令和7年度サポート依頼数（新規）	199 人
成立	171 人
不成立（保留含む）	28 人

令和7年度活動回数（延べ数）	5,905 回
----------------	---------

サポート会員数（令和8年3月31日現在）	208 人
両方会員数（令和8年3月31日現在）	80 人

令和7年10月1日～令和8年3月31日に活動したサポート会員数（両方会員含む）	53 人
（内、車を使用した活動を行っているサポート会員数）	12 人
令和7年4月1日～令和8年3月31日に活動したサポート会員数（両方会員含む）	62 人

各年度でサポート依頼をしたファミリー会員数

令和7年度	244 人
令和6年度	229 人
令和5年度	231 人
令和4年度	196 人
令和3年度	172 人

埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準

埼玉県教育委員会

第1 目 的

この基準は、埼玉県市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）における教職員配置の適正化を図るため、教職員配当に必要な事項を定め、もって、埼玉県市町村立小学校及び中学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

第2 配当基準

埼玉県市町村立小学校及び中学校ごとに配当する県費負担教職員の数は、次の各項に定める教職員の職の種類ごとの数を合計した数とする。

1 校長

校長の数は、原則として1校に1人とする。

2 教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師

教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教員」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

(1) 基準教員数

基準となる教員数は、学校（分教場は本校を含む。）ごとに「埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準 第2 学級編制基準」（以下「学級編制基準」という。）により算定した学級数（小学校は特別支援学級を含む。中学校は特別支援学級を含まない。）に応じて、「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表」（以下「配当基準表」という。）により算定した数とする。

(2) 基準外配当教員

中学校第2学年において、1学級当たりの生徒数が35人を超える場合、「埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準第4 学級編制の特例」による学級編制を行うことができる。

学級編制の特例により学級編制を行う場合には、指導方法の工夫改善に伴う加配教員の定数内で、別途定める「埼玉県市町村立小・中学校における少人数学級編制に係る研究指定実施要綱」に基づく研究指定校の指定を受けるものとする。

(3) 少人数指導加配教員等

少人数指導の実施や生徒指導など、学校教育充実のため、埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が特別の事情があると認める学校に配当する当該担当教員数は、県教育長がその都度定める数とする。

3 養護教諭及び養護助教諭

養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教員」という。）の数は、次の各号に定めるところに

より、児童生徒数に応じて、県教育長が定める。

- (1) 小学校においては、800人以下の場合に1人、801人以上の場合に複数の配置とする。
- (2) 中学校においては、750人以下の場合に1人、751人以上の場合に複数の配置とする。

なお、令和8年度から令和9年度の間、小学校においては、801人以上から850人以下、中学校においては、751人以上から800人以下に該当する学校については、学校の実態を踏まえ、複数配置を行う学校を決めるものとする。

また、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

4 事務職員

事務職員の数は、学校（分校、分教場は本校に含む。）ごとに学級編制基準により算定した学級数（特別支援学級を含む。）に応じて、配当基準表により算定した数とする。

5 栄養教諭及び学校栄養職員

栄養教諭及び学校栄養職員の数は、次の各号に定めるところにより、市町村ごとに算定した数を合計した数に対する配置率を勘案して、県教育長が定める。

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである学校給食を除く。以下同じ。）を実施する小学校及び中学校で、専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置く学校（以下「学校給食単独実施校」という。）のうち、児童又は生徒の数が550人以上の学校（以下「550人以上単独実施校」という。）の数に1を乗じて得た数
- (2) 学校給食単独実施校のうち、児童又は生徒の数が549人以下の学校（以下「549人以下単独実施校」という。）の数の合計数に4分の1を乗じて得た数
- (3) 次に示す区分ごとの共同調理場の数に、共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒（給食内容がミルクのみである学校給食を除く。）の数が、1500人以下の場合に1、1501人から6000人までの場合に2、6001人以上の場合に3を乗じて得た数
- (4) 550人以上の単独実施校又は共同調理場を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する549人以下単独実施校の合計数が1以上3以下の市町村の数に1を乗じて得た数

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2	1 2 3 4 5 6 7 8	1 3 4 6 7 9 10 12		
39	45	1	2				
40	47	1	2				
41	48	1	2				
42	49	1	2				
43	50	1	2				
44	51	1	2				
45	52	1	2				
46	53	1	2	9 10	13 15		
47	54	1	2				
48	55	1	2				
49	56	1	2				
50	57	1	2				

養護教員については、小学校が児童数801人以上の場合、中学校が生徒数751人以上の場合、複数配置とする。

また、令和8年度から令和9年度の間、小学校においては、801人以上から850人以下、中学校においては、751人以上から800人以下に該当する学校については、学校の実態を踏まえ、複数配置を行う学校を決めるものとする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する
基本的な指針

令和8年4月
朝霞市教育委員会

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針

はじめに.....	3
1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念.....	4
2 性暴力等とは.....	5
3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応.....	8
(1) 概要（全体像）.....	8
(2) 時系列のフロー.....	9
4 学校における対応.....	10
(1) 未然防止・早期発見のために.....	10
(2) 相談を受けた時の対応.....	14
5 教育委員会における対応.....	23
(1) 未然防止・早期発見のために.....	23
(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応.....	23
(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組.....	26
6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割.....	27
7 その他.....	28
(1) 体罰との問題構造の類似性.....	28
(2) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）.....	28
(3) 参考文献・サイト.....	28
別紙1.....	29
別紙2.....	32
別紙3.....	33

はじめに

令和3年5月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、「児童生徒性暴力等防止法」という。)が成立し、令和4年3月には、同法の基本的理念などを踏まえた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が示された(令和5年7月13日改訂)。

こうした中、令和5年10月に本市に勤務する教職員がわいせつ事案で逮捕される事件が発生した。当該教職員が行った行為は、教員という立場を利用した卑劣な行為で、児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷を与えるものであり、決して許されるものではない。

本市では、事件発覚後、警察と連携して、被害を受けた生徒の保護、在校生の心のケア、保護者等への説明等を行ってきた。さらには、当該教職員への身分上の厳正な行政処分、事案発生までの検証と再発防止に向けた取組の策定、市内小・中学校の全教職員に向けた研修等にも取り組んできた。

これらの対応については、文部科学省の示す「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に沿った形で行うことができたと考えているが、当時の対応を振り返ることも含めて、今回、朝霞市教育委員会として、教職員等による児童生徒性暴力等への対処と未然防止・早期発見のためのガイドラインを作成することとした。

なお、本指針における「教職員等」とは、市内の小・中学校における「児童生徒性暴力等防止法」第2条第5項の教育職員等、その他の小・中学校の学校管理下において児童生徒と接する業務に従事する者と定義する。

1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念

教職員等による性暴力は、児童生徒の尊厳と人権を踏みにじり、その心を深く傷つける「魂の殺人」であり、決して許されない行為である。本来、児童生徒の人権を尊重し、守り育てる立場にある教育に携わる者が性暴力等を行うことは断じて容認できず、いかなる理由があろうともあってはならない。

教職員等は、「児童の権利に関する条約」(以下、子どもの権利条約という)にある「子どもの最善の利益」を第一に考え、「生命、生存及び発達に対する権利」を保障するとともに、学校を安全で健やかに成長できる学びの場とする責務を負っている。

朝霞市は、教職員等による性暴力等の根絶を最重要課題の一つとして位置付け、不退転の覚悟で取り組むことを誓い、以下の基本理念を定める。

- 教職員等による性暴力等の防止等に関する取組は、性暴力等が全ての児童生徒の心身の健全な発達に関わる重大な問題であるという基本的認識の下に行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、教職員等による性暴力等を根絶することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、被害を受けた児童生徒を適切かつ迅速に保護することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒や保護者からの教職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を根底から傷つけるものであることを深く理解する。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、懲戒免職に相当する重大な行為であり、懲戒処分等については、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、県、学校、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関や専門家・有識者等との連携の下に行う。

2 性暴力等とは

児童生徒性暴力等防止法第2条第3項及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定 令和5年7月13日改定)により、「性暴力等」を次のとおり定義する。

教職員等及び教育委員会事務局職員は、以下の事項を法の条文と照らし合わせてどのような行為が性暴力等にあたるかを改めて確認し、該当する行為を決して行わないという認識をもたなければならない。

- ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)(法第2条第3項第1号)
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第2号)
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第3号)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①～③に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(①～④に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第5号)

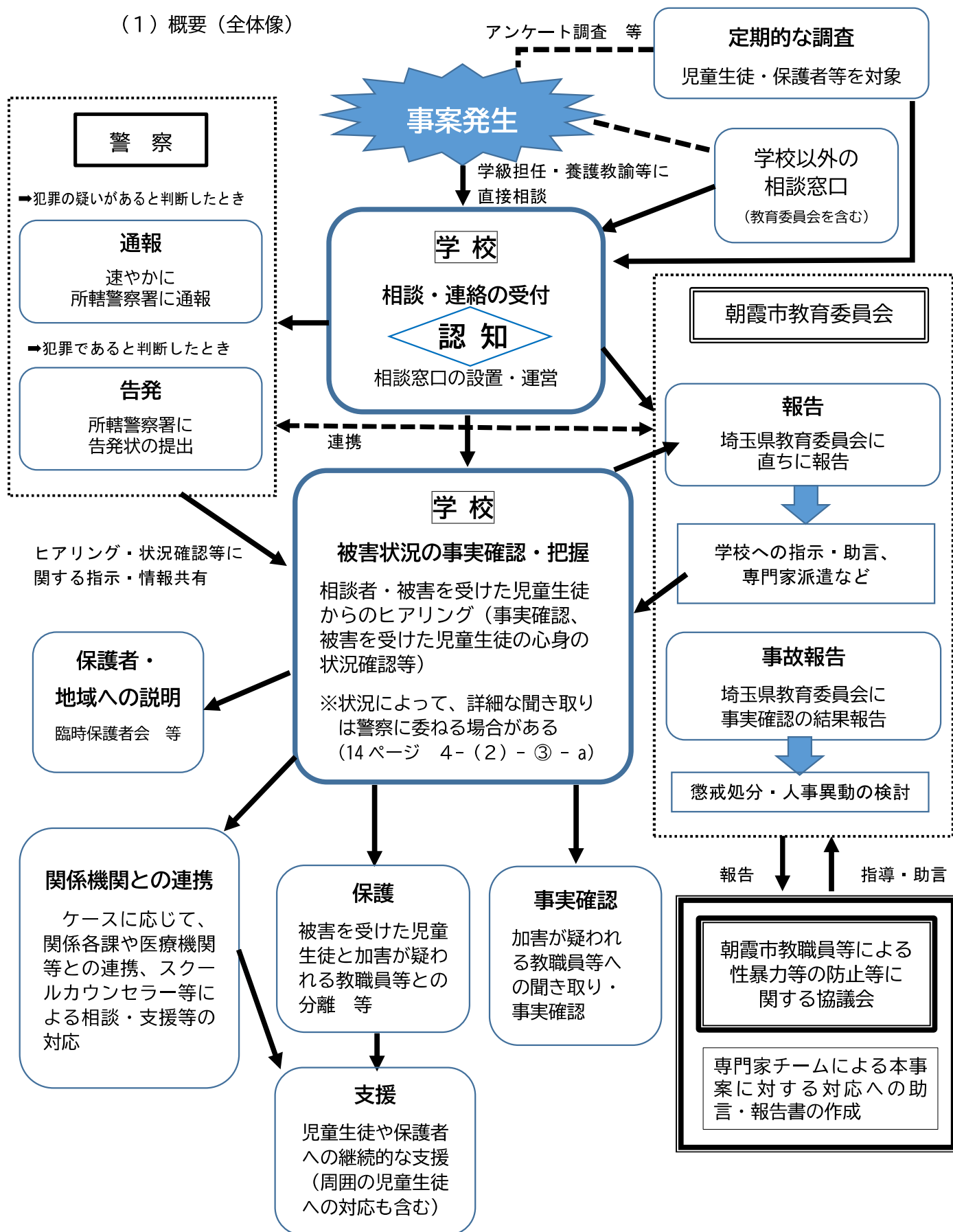
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。
また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第 177 条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第 176 条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
 - ・刑法第 182 条の罪 16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)
 - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的的人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)
 - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。):児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)
 がここに含まれる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務

上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

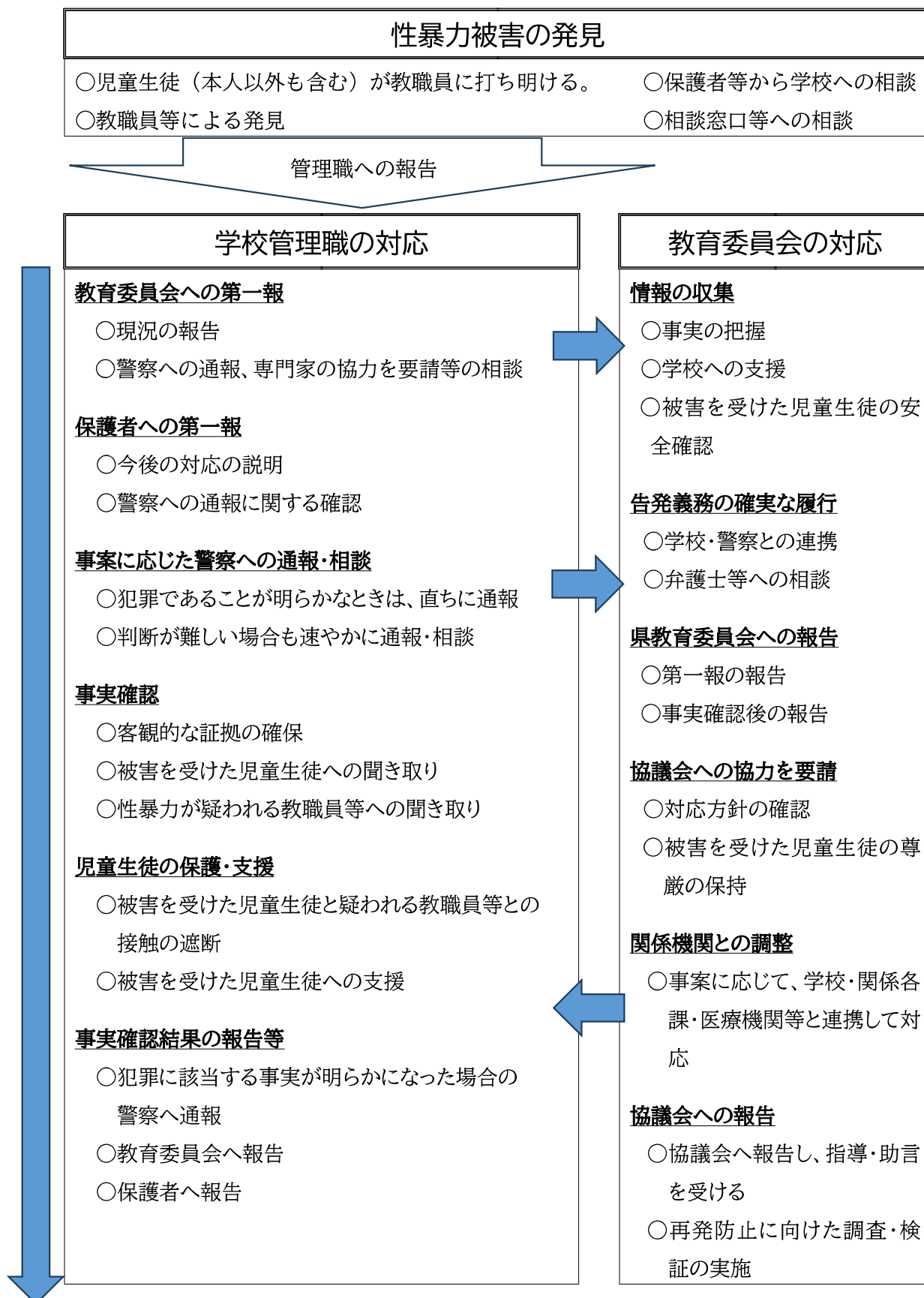
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)などが、ここに含まれると考えられる。

3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応

(1) 概要 (全体像)



(2) 時系列のフロー



4 学校における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

① 教職員等が性暴力等に関する理解を深めるための研修等の実施

- 「埼玉県不祥事防止研修プログラム」、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」(令和6年2月 朝霞市教育委員会)などを使用し、校内研修を継続的に行う。
- 学校で起きた性暴力を早期発見・対処するには、日頃から教職員等が性暴力とその被害について理解を深めることが必要である。また、性暴力は教職員と児童生徒との力関係の差を背景に起きるものであり、「教職」という職が児童生徒にどれだけ影響力をもっているか、自分自身の言動を振り返り、自覚をすることが重要である。
- 学校は教育委員会と連携して、教職員等による性暴力等を起こさないための研修を繰り返し、児童生徒への性暴力がこどもの人権を踏みにじり、教職員としてあってはならない行為であるとの認識を共有し続けなければならない。
- 現在行われている以下のような教職員事故防止の取組を継続し、教職員事故防止に係る意識向上に努める。
 - ・ 学校における教職員事故、事件防止のための取組
 - ・ 職員会議や倫理確立委員会等における研修(「埼玉県不祥事防止研修プログラム」や「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の活用)
 - ・ 各学校における不祥事根絶に向けた年間計画作成による意識向上

② 学校施設の定期的な点検・見回り

- 学校施設の定期的な点検については、埼玉県教育委員会より示された「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」等に基づき、朝霞市教育委員会も「朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドライン」を定めるとともに、学校においても盗撮防止に係る校内ルールを作成した。それを踏まえ、常に校内の整理整頓を行うとともに、日常点検、定期点検、臨時点検を実施するなど、未然防止を図るための環境整備や対策を徹底的に行う。

- 学校の管理職は、施設面で死角となるような場所がないか、曇りガラスで中が見えない状況となっている教室がないかなど、絶えず校内の状況を把握しなければならない。

また、教職員が自己の目が届かないところで作業をすることを当然としてはならない。教職員が職員室以外の特定の部屋で長時間業務を行っているような状況がある場合には、声かけをするなど、業務内容を確認する。

③ 教職員の指導に係る不祥事発生リスク要素について

- 「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」において、不祥事発生のリスク分類の考え方として、以下の3つに分類した。

- ・ 「特別視」・・・高い評価やカリスマといった特別視される人物に対し 間違ったことをするはずがない、正しいはずだ、という バイアスが働くことによるチェック機能の低下 など
- ・ 「動機」・・・内的・外的要素(興味、性格、ストレスなど)、ストレスによる自制心や判断力の低下 など
- ・ 「機会・環境」・・・複数の目が行き届かない状況、実行可能・隠蔽可能と認識してしまう機会・環境、要望や言動が認められやすい環境 など

- 上記の中の「機会・環境」において、教職員による厳しい指導、行き過ぎた指導への対応について、権力の上下関係がある中で、支配関係を生み出してしまう可能性があること、その関係が継続した場合に逆らえない、従順にならざるを得ない、などの感覚を生み出してしまう危険性があることが指摘された。

指導の在り方を絶えず見直すことで、過度な上下関係やグルーミングなどの関係性に陥らず、教職員と児童生徒の適切な関係を保持していかなければならない。

- 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりはしないということのもとより、教職員個人が所有するスマートフォン等の端末で児童生徒を撮影することなどもないように、部活動を含めた学校内外での教職員と児童生徒とのやりとりについて、以下の項目を順守していく。

- ・ SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止を徹底する
- ・ 教職員の私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止を徹底する
- ・ 学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底する

④ 児童生徒からの声を取り上げる仕組み

- 学校は定期的に児童生徒へアンケートをとるなど、児童生徒からの声を聞く機会を設けることが必要である。この他にも、性暴力に限らず、日ごろから児童生徒の意見を聞き、こどもの権利を尊重した学校づくりに努める必要がある。
- 朝霞市では現在、次に記載するアンケート調査や相談窓口の周知を行っており、継続して児童生徒の状況を見守っていく。
 - ・ 心と生活のアンケート
月1回実施。「周囲の友達や大人に嫌なことをされている」、「悩みがある」、「生きていても仕方がない」などの記載があった場合は必ず面談を行う。担任による面談を基本としており、必要に応じて、管理職へ報告を行う。
 - ・ 体罰・性暴力調査
体罰・性暴力の有無について、児童生徒・保護者に向けてアンケート調査を実施している。アンケートの提出は教員、校長、教育委員会など、どこへ出してもよい。
 - ・ いじめのアンケート
いじめの有無についてのアンケート。提出は、体罰調査と同様とする。
 - ・ 校長ポスト等の設置
学校では、種々のアンケートを行い、こどもの声を拾っている。しかし、担任が直接関与するようなアンケートもあり、当事者が担任である場合に声を上げづらいこともあるのではないかと考えられる。そのため、校長に直に訴えることができる校長ポストを設け、児童生徒の声を広く受け止める仕組みをつくる。
 - ・ 「大切な心と体を守るための SOS カード」の活用
埼玉県教育委員会では、保護者からの性的虐待を含め、身近な人からの性被害から子どもたちを守るため、「大切な心と体を守るための SOS カード」を作成した。このカードは、当該児童生徒にとって信頼できる学校の教職員等に助けを求めるために活用することを目的としている。本市の小・中学校に在籍する児童生徒にも、必要に応じて利用することを促していく。

- ・「こども・ほっとそうだん～こども人権相談事業」の周知

学校関係者に直接言いたくないこと等については、市の窓口である「こども・ほっとそうだん」があるので、周知に協力すること。

- ・ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」・性暴力等被害者支援の周知
県で実施している相談窓口である「アイリスホットライン」の周知を行い、学校、教育委員会以外にも相談窓口があることを周知する。

性別に関わらず相談可能であり、法律的に守秘義務を有する相談員が対応する。
相談無料であり、匿名の相談でも可能。

【電話相談】 0120-31-8341(彩の国やさしい)※24 時間 365 日受付

一部 IP 電話などからは 048-839-8341(通話料有料)

【web 相談受付】

<https://www.svsc8080.jp/iris/form/postmail.html>

⑤ 管理職を核とした異変を見逃さない組織体制づくり

- 教職員等による行き過ぎた指導を放置すると、教職員等と児童生徒の関係はより従属的になり、結果として、性暴力や体罰にエスカレートしてしまうことが考えられる。こうした暴力を受けた場合としても、強固な上下関係が出来上がってしまうと、児童生徒は声を上げづらい環境になる可能性が高い。

よって、学校の管理職は、教職員等に行き過ぎた指導が見られた場合は、直ちに本人に対して改善を求めるとともに、学校のみでは解決できないと判断した場合は速やかに教育委員会へ報告し、協力して事態に対処する必要がある。

- 学校の管理職は自己の評価に影響することを恐れ、いたずらに状況を放置し、事態が悪化することがないようにする。事態が自己のみでは対処できないと認識することは、状況の判断・分析ができていており、評価されることである。

- 各教職員についても、常に当事者意識をもって行動することが大切である。周辺に異変を感じたとしても、「自分はその子の担任ではないから」、「あの教員は優秀で力があるため管理職は取り合わないだろう」などと管理職に報告せず、そのまま放置してしまうと、本来ならば事前に防げていたはずの事案が、結果、犯罪という形で表面化してしまうことも考えられる。

- 学校の管理職は、風通しのよい組織づくりに努め、日頃から校内の小さな違和感、小さなエラーを拾い上げ、早期に対応することで、重大事案が発生することを未然に防ぐ努力が必要である。

例えば、倫理確立委員会などを活用し、月1回の定期的な校内施設の巡回や毎学期の服務事故防止に係るセルフチェックシートの実施、若手教職員同士の相談会など、組織的に校内の違和感や小さな変化を見逃さず、早急に対応する仕組みを構築していかなければならない。

- 学校の管理職は、性暴力に係る事案が生じた際の対応にあたるチームをつくり、早期対応するために教職員の役割を決めておく必要がある。管理職、学年主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で組織するチームを構築するとともに、被害を受けた児童生徒・保護者対応・専門機関等との対応担当職員を決めておく。

(2) 相談を受けた時の対応

① 基本的な考え方

- 学校及び教育委員会は、児童生徒・保護者等からの相談などにより、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害を受けた児童生徒の負担に十分に配慮しつつ、学校・教育委員会等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害を受けた児童生徒を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。
- なお、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）による懲戒処分の対象となり得ることを認識しておく必要がある。
- 学校及び教育委員会は、性暴力被害は見えにくいということを十分自覚しなくてはならない。児童生徒からすると、「打ち明けにくい」「何が起きているかわからな

い」「恥ずかしい」などの理由があるとともに、教職員からすると「目撃者がいない」「性的な言動は性暴力であると認識が低い」「男性から女性に対してのみに起こるという思い込みがある」などの理由が挙げられる。

学校の教職員は、普段と様子が異なる点にすぐ気付くことができ、困ったときに安心してすぐに相談できる関係を児童生徒と築いていくことが重要である。

② 相談内容の確認

- 児童生徒等から、性暴力等の通報を受けた場合、通報者が安心できる場所を用意し、話を聞くようにする。その際、聞き取りシートを使用するなど、繰り返し聞かないように配慮する。
- 相談の内容が疑いの段階であっても、対応を後回しにせず、速やかに対応することとする。
- 「教員と児童生徒が SNS で私的に連絡を取り合っている」「教員が自家用車に児童生徒を同乗させているのを見た」といった噂の相談についても、「所詮、噂だろう」と決めつけずに速やかに管理職に報告する。
- 通報を受けた教職員は、直ちに学校の管理職と情報を共有し、今後の対応について協議する。学校の管理職は、被害を受けた児童生徒や通報した児童生徒、保護者対応などの担当する教職員を定め、複数の教職員で組織的に対応していくことを基本とする。

③ 警察へ通報する判断

- 児童生徒性暴力防止法第2条第3項各号に「児童生徒性暴力等」が列举されているので、犯罪性の有無を判断する時に参考する。なお、実際の事例が必ず列举事例にあたるわけではないので、判断に迷った場合は、ためらわず警察へ通報、相談すべきである。

a 警察へ通報・告発する行為

法第2条第3項各号に列举される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪に該当するので、教育委員会と連携し、警察へ通報・告発する。

- ・性交、性交類似行為(第3項第1号)
- ・わいせつな行為(第3項第2号)(自身の性的部位に触らせることも含む)
- ・児童ポルノ法違反(第3項第3号)
- ・プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)

・盗撮(第3項第4号口)

b 懲戒処分の対象となるような行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪には該当しないものと考えられるが、懲戒処分の対象と考えるため、教育委員会と連携し、専門家に協力を得ながら対応する。

- ・児童生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)
- ・悪質なセクシュアル・ハラスメント等
- ・児童生徒を不快にさせる性的な行動
- ・口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む

c 懲戒もしくは指導の対象となる行為

法に規定がなく、児童生徒性暴力等とはいえないが、次に示すような行為は、不適切な指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる。この場合は、学校が教職員等への指導を行う。

- ・好意を伝えられた。
- ・プライベートゾーン以外への不要な接触がある。
- ・身体的な距離が近い。
- ・私的なSNSのやり取りをしようとする。
- ・じろじろ見られる。
- ・二人きりになろうとする。等

④ 児童生徒から相談を受ける際 こどもの人権に留意するために

○ 尊重と共感

児童生徒の話を真剣に受け止め、尊重する姿勢を示すようにする。彼らの感情や意見を軽視せず、共感を持って接することが大切である。

○ 秘密の保持

相談内容は基本的に秘密にし、必要に応じて適切な専門家に相談することを児童生徒に伝える。これにより、児童生徒は安心して話すことができる。

○ 非差別の原則

すべての児童生徒を平等に扱い、差別や偏見をもたないように心掛ける。どのような背景や状況であっても、公平に対応することが重要である。

○ 適切な対応と支援

相談内容に応じて、児童生徒へ適切な対応や支援を提供する。必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家と連携し、適切な支援を提供する必要がある。

○ 「こどもの権利」における児童生徒自身の理解

子どもの権利条約に示されるとおり、教職員等は、児童生徒の発達に応じて、児童生徒の意見を十分に考慮し、尊重しなくてはならない。また、児童生徒自身が自分の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識できるように支援することが大切である。

⑤ 被害を受けた児童生徒本人からのヒアリング

- ヒアリングは、時系列に、具体的に行うとともに、被害内容を否定しないように留意する。このとき、「あのこども思いの先生だから」「優秀な先生だから」などの先入観は対応を誤る一因になるので注意する。また、児童生徒についても、「普段から問題があるから相談もいたずらかもしれない」などという考えも、同様に注意する。

- ヒアリングは、警察の指示のもと、対応を行う。

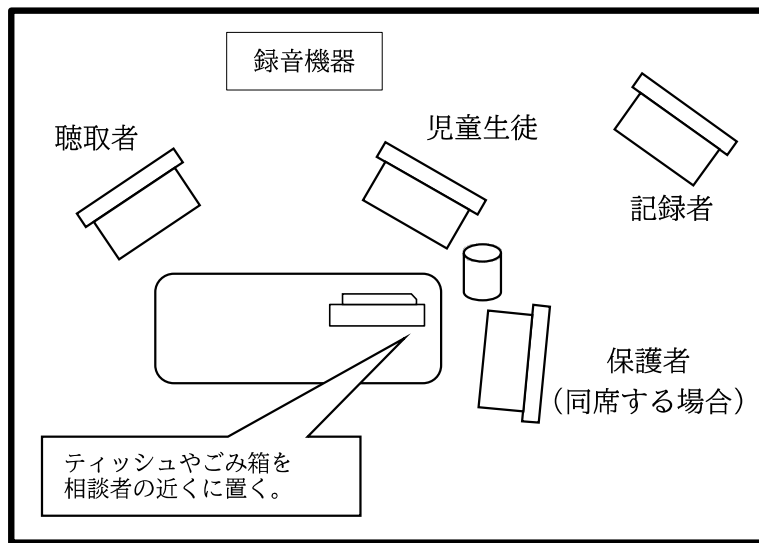
※ 5～7ページ 2-①～⑤を参照。

- ヒアリングについては、被害を受けた児童生徒の負担を考えるとともに、児童生徒の人權に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないように注意しなければならない。なお、これは事実確認を行うにあたって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害を受けた児童生徒への配慮やプライバシーの保護などを盾に、必要な措置を怠ることがあってはならない。

- 学校の管理職は、聞き取りをする者について、事案が発生した状況、被害を受けた児童生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。自ら又は学級担任、学年主任、部活動の顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の児童生徒の話を客観的に聞き取りができる者と記録できる者を人選し、被害を受けた児童生徒から聞き取りを行う。教育委員会は、学校からの要望がある場合は同席するなど支援に応じる。

- 被害を受けた児童生徒本人が安心できる場所で聞く。聞き取りを行う者は、被害を受けた児童生徒に圧力をかけないようにするため、下記のように座席の配置に留意し、話を聞くようにする。記録する者は、聞き取りに口を挟まず、被害を受けた児童生徒の視界に入らないように記録に徹する。また、児童生徒に了解を得て、録音する。

<レイアウトの一例>



- ・ 座席は対面せずに、斜めに並んで聞く。
- ・ 録音機器は、聞き取りの妨げにならないように設置するなど、配置についても注意する。

※ 児童生徒の実態や状況に応じて、レイアウトは柔軟に設置する。

- 本人からのヒアリングは「いつ」「誰が」「誰に」「身体のどの部分に」「何をしたか」等、最小限の内容にとどめるとともに、聞き取りシートを用いて、必ず記録に残す。また、児童生徒から語られた言葉は、そのまま正確に逐語的に記録する。性的な表現については、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまう恐れがあるが、被害を受けた児童生徒が語ったとおり記録することが重要である。
- 教職員がヒアリングを行う際、勇気をもって打ち明けた被害を受けた児童生徒がないがしろにされたと感じないように真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価することのないように十分留意する。また、聞き取りの際、以下の言葉を使わないようにし、被害を受けた児童生徒をさらに傷つけることのないように心がける。

・ 児童生徒を責めていると受け取られかねない言葉

「泣いてばかりいないで、説明して」

「さっきと話が違うけど、どっちが本当なのですか？」

・ 「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

「どうして逃げなかったの？」・「どうして付いて行ったの？」

・ 被害を矮小化するなど、被害を受けた児童生徒の心理を理解しない言葉

「先生はこういう相談に慣れているから、恥ずかしがらずに話して」

「早く元気になりましょう」・「つらいことは忘れましょう」

「つらいのはよくわかるよ」・「時間が解決してくれるよ」

・相談を拒絶する言葉、話を遮る言葉

「〇〇先生に相談してください」・「保護者の人に伝えてください」

「私では手に負えません」・「時間がないから、次の話にいきましょう」

・感情的な言葉や態度、評価をする言葉

「××先生のやったことは、絶対に許せない！」

「(被害を受けた児童生徒に対して)かわいそうだね」

・無責任な言葉

「△△先生は明日から学校に来ないよ」

「誰にも言わないよ」・「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」

「あなたから、もうこれ以上話を聞くことはないよ」

- ヒアリングをした後、被害を受けた児童生徒が一人になってしまう時間を作らないようにするなど、孤立感を抱かせないように配慮するとともに、これから対応する教職員名を伝える。
- 被害を受けた児童生徒を守るために、信頼できる機関と連携して対応していくことを伝える。
- 学校の管理職は、確認した内容が事実であると仮定した場合は、加害が疑われる教職員の行為が、「児童生徒性暴力等防止法」で規定する「性暴力等」に該当するかどうかを判断する。
- 学校の管理職は、犯罪性の有無にかかわらず、必ず教育委員会へ報告する。

⑥ 教育委員会と連携した警察への通報、相談

- 聞き取りの中で、犯罪性が疑われると判断した場合は、教育委員会へ報告し、連携して警察への通報、相談を行う。
- この場合、犯罪性について判断しかねる場合についても、ためらうことなく教育委員会へ報告し、連携して警察へ通報、相談を行い、その後は、学校、教育委員会、警察が連携して対処できるようにする。

- 教職員等への聞き取りについては、証拠の隠滅、通報した児童生徒への恫喝などが想定されるため慎重に行うことが必要であり、犯罪性が疑われている状況下においては、警察に委ねる。

⑦ 被害を受けた児童生徒の保護者への対応

- 被害を受けた児童生徒の保護者に対して、被害を受けた児童生徒から相談を受けた時点もしくは被害を確認できた時点で、それまでに確認できた状況を速やかに報告する。その際は、校内で予め決めた教職員が保護者へ連絡を行う。

また、被害を受けた児童生徒から学校がヒアリングを行う際は、保護者の同意を得るとともに、ヒアリングへの同席を希望するか、確認する。

被害を受けた児童生徒が保護者には伝えないでほしいと訴える場合も想定されるが、被害を受けた児童生徒の心理的な負担や影響に配慮しつつ、学校として保護者への連絡は必ず行わなければならないことであることを、被害を受けた児童生徒本人に伝えなければならない。

- 以下の場合について、医療機関受診の必要性があることを伝える。
 - ・治療が必要な外傷があった場合
 - ・妊娠の可能性がある場合(緊急避妊ピルが有効な72時間以内に受診する)
- 心とからだのケアの必要性和、専門家(医師・公認心理師等)への相談をすすめる(保護者だけでも相談は可能であることも伝える)。

⑧ 被害を受けた児童生徒の保護・支援

- 学校は、通報した被害を受けた児童生徒の保護を第一に考えなければならない。加害が疑われる教職員が被害を受けた児童生徒の近くにいる場合は、クラス担任、授業の担当、部活動顧問から外すなど、その人物を被害を受けた児童生徒と接触させないようにする。
- 被害を受けた児童生徒との定期的な面談や、保護者への定期的な連絡など、継続的に児童生徒の心身の状況を把握する。
- 長期にわたり不安や心の傷が続くことが予想される。可能な限り学校の教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら対応する。

⑨ 周囲の児童生徒への対応

- 学校は、被害を目撃した児童生徒に対して、目撃したこと以外の被害状況等の詳細は伝えないようにする。加えて、被害を目撃した児童生徒がうわさ話やSNSなどを通じて、被害の内容を広めないように留意することも伝える。
また、困ったときに相談できる教職員等を伝え、被害を目撃した児童生徒の心のケアについて十分配慮する。
- 被害を目撃した児童生徒以外の児童生徒には、被害の情報は伝えない。
- 被害を目撃した児童生徒の保護者に対しては、心のケアを含めた支援に係る説明と、被害内容を周囲に漏らさないよう配慮することについて理解が得られるよう丁寧に依頼をする。

⑩ 校内の教職員の情報共有・対応について

- 校内の教職員について、被害状況等の詳細な情報については、対応チームが把握しておくのみとするが、当該児童生徒や目撃した児童生徒、加害が疑われる教職員についてなど、必要最低限の情報は共有をしておかねばならない。
また、児童生徒や保護者からの問い合わせなどについては、統一的な回答ができるよう予め準備をしておく必要がある。

⑪ 教職員等が逮捕された場合

- 警察との交渉、情報交換は基本的に教育委員会で行い、学校は教育委員会との連絡を密にし、情報収集に努める。
- 警察から捜査の依頼があった場合は、これに応じ、状況について教育委員会へ報告する。
- 逮捕後、情報が公になることに備え、在校生の心のケアに向けた準備を行う。
- 報道機関からの電話取材などが入るため、対応を教頭・校長に限り、統一的な回答ができる仕組みをつくる。また、テレビなどが直接学校へ取材にくる場合が想定されるため、こどもに関する対応などを含め、十分に配慮すること。

- 学校は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの要員確保を行い、児童生徒からの相談を受ける体制をとり、児童生徒へ周知する。
- 学校の管理職は、収集した情報を元に、児童生徒の心理的ケアに配慮しながら、保護者に対して提供できる情報を特定し、保護者会を開くなど、情報提供を行う。
※ この場合、警察から提供される情報は、捜査中であることから、部分的提供にとどまることを留意し、保護者に対して理解を求めること。
- 学校が事前に情報を把握していない状況で教職員等が逮捕される場合も想定されるので、この場合は教育委員会と連携を密にし、情報収集を行う。
- 被害を受けた児童生徒が特定される場合は、本人の保護を行うとともに、心のケアのため、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングの手配などを行う。

⑫ 臨時保護者会の開催について

- 学校は、事案の状況に応じて、関係する児童生徒の保護者に向けて、臨時保護者会を開催する場合がある。その際、被害を受けた児童生徒が特定されない範囲で公表できる情報について、教育委員会や警察等と確認するとともに、被害を受けた児童生徒や保護者にも同意を得る必要がある。また、報道機関への対応と同様に、統一的な回答ができるように用意しておく。
- 教職員等が逮捕された場合は、児童生徒への心理的な影響が大きいため、教育相談員やスクールカウンセラーなどの心理の専門家が、心理的なケア・支援を行っていく旨を周知する。

5 教育委員会における対応

(1) 未然防止・早期発見のために

① 教育と啓発

教職員や児童生徒に対して、性加害や体罰の重大性とその防止策についての教育を行うことが必要である。教職員と児童生徒が、性加害は犯罪であるとの認識をもつことにより、早期発見と通報が促進される。

まずは、文部科学省が作成した「生命の安全教育」の教材及び指導の手引きを活用し、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、適切に教育活動を進めていくことが大切である。

② 相談窓口の設置

児童生徒や保護者が安心して相談できる第三者機関や電話相談などを設置し、匿名での通報が可能な体制を整える必要がある。

既に学校においては、アンケート調査等が行われているが、市の窓口としては人権庶務課に設置されている「こども・ほっとそうだん」のみであり、教育部局内にも直接、相談・通報などを受ける窓口が必要である。

現在、こうした相談は教育委員会内では教育指導課へ通報が入っているが、当該課には学校の教職員や管理職が指導主事として従事しているため、教育指導課とは別の組織として立ち上げる必要がある。

③ 定期的なモニタリングの共有

学校は定期的なアンケート調査や面談を通じて、児童生徒の声を直接聞く機会を設けている。これにより早期に問題の把握を行おうと努めているところである。学校は児童生徒の異変を把握した場合、迅速に教育委員会と共有しなければならない。また、教育委員会は学校に対して指導主事の派遣等、必要な支援を行う。

④ 教職員等の行動規律に関する管理の徹底

密室で指導しない、不適切な接触を行わない、などの教職員の行動規律を現場で徹底するよう学校の管理職等を指導していく。

(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応

① 情報収集

- ・被害の情報が学校から入った場合、教育委員会は学校からの情報収集を行い、正確な状況把握に努める。このとき、被害者保護のため、情報の共有範囲を特定し、不必要に情報が拡散することを防ぐ。
- ・被害を受けた児童生徒本人から聞き取りなどを行う場合には、児童生徒の人権等に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないように注意すること。
- ・教育委員会が情報収集のため、被害を受けた児童生徒本人から聞き取りを行う場合、繰り返し学校と同様の聴取になっていないかなど、当該児童生徒の負担軽減に十分配慮する。

② 学校への支援

- ・情報の収集の後、状況を分析し、学校へスクールカウンセラーや教育相談員等の派遣、指導主事の派遣など、学校と相談して支援を行う。

③ 警察への相談

- ・状況が警察へ通報すべき案件がどうかを5～7ページ2-①～⑤と照らし合わせ検討する。
- ・警察への通報については、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、「犯罪があると思料するとき」は告発する義務があることに留意し、判断に迷う場合であっても警察へ通報、相談する。

④ 教職員等が逮捕された場合

- ・警察へ通報した結果、教職員等が逮捕された場合、教育委員会は警察と交渉し、入手可能な情報について収集に努める。
- ・教育委員会は、学校に対する捜査の必要について警察に確認し、情報を学校と共有し、在校生が混乱することがないように配慮する。
- ・教育委員会は、警察と連携し、逮捕事件の情報について継続的に入手できるようにつとめる。ただし、入手した情報は、被害者保護の観点から、共有すべき範囲について十分配慮する必要がある。

⑤ 報道機関への対応について

- ・教育委員会による報道機関への対応は、被害を受けた児童生徒の人権保護と学校教育への信頼を両立させる極めて重要な業務である。
- ・記者発表を行う前に、学校や関係機関と連携し、事実関係を正確に把握する必要がある。その際、被害を受けた児童生徒や関係者について、個人が特定される情報は絶対に公表してはならない。
- ・事実として確認できていることと、調査中のことは明確に区別し、憶測や未確認情報を発表してはならない。また、教育委員会としての責任を認め、再発防止に向けた取組を明示する必要がある。

⑥ 市長・議会・県教育委員会への報告

- ・教育委員会は、事案の概要について、一定の事実確認ができた後、適切な時期に市長や市議会への報告を行う。また、埼玉県教育委員会へも同様に、適宜報告を行う必要がある。

⑦ 中・長期の支援体制への移行

- ・初期対応が終了し、見守り体制となった時は、教育委員会は、担当指導主事を指定し、その後の動向について、定期的に情報収集を行い、教育長、学校教育部長などと共有を行う。
- ・継続的な支援として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、被害を受けた児童生徒やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受ける環境の確保や学習支援、関係機関の連携等が行えるよう、学校を支援する。

⑧ 記録の作成、保管

- ・教育委員会では一連の動きについて、記録を作成・保存し、学校・教育委員会が行った一連の対応について、協議会による評価を受ける。

(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組

○ リスク事例の収集、研修会の実施

令和5年10月に発生した本市教職員の逮捕事件を受けて作成された、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の中では、事件発生前から当該教職員の様々な行動変容などが見られながらも、その違和感が組織内で共有されることがなく、組織マネジメントが十分に果たされていない状況が指摘されている。

こうした状態が、当該教職員の行動をエスカレートさせ、最終的には犯罪にいたってしまったことも考えられる。

そのため、学校内におけるヒヤリハットや教職員等の小さな非違行動などを各教職員等もしくは学校内にとどめず、広く共有し、今後の対応を検討する場が必要だと考える。様々なリスク事例を学校と教育委員会が共有し、対応策を講じることで、教職員等の変化にいち早く気づき、最終的に暴走してしまうことを阻止できるのではないかと考える。

検証方法

- ・毎年、1回程度、各学校から教育委員会へ、指定された期間に発生した事件や事故、ヒヤリハット事象について、事の大小を問わず文書にて報告する。
- ・報告は、事故、事件の単なる発生報告ではなく、今後の再発防止策を報告する。
- ・報告を受けた教育委員会はこれらを取りまとめ、リスク事例の内容、学校における対応、今後の対応策について聞き取りを行う。
- ・教育委員会は、聞き取り内容、学校における再発防止策などをまとめ、報告書を作成する。この報告書は、全教職員へ校務支援システム等を通じて共有する。
- ・また、教育委員会は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会に報告し、指導・助言を受ける。

6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割

- ・教職員等による性暴力の事案が発生した場合、教育委員会から報告を受け、その事案に係る対応について指導・助言を行う。
- ・教育委員会は学校と協力して調査にあたるが、調査にあたっては、協議会の指導・助言を得つつ必要な調査を行う。
- ・協議会は、学校や教育委員会が行う聴き取りについて、項目や方法が適切かどうかや補充の質問などについて必要なアドバイスを行う。
- ・事態の進捗に合わせて、学校や教育委員会の対応についての評価を依頼し、必要であれば、対応方法の変更、当該専門家の派遣など、必要な支援を行う。

7 その他

(ア) 体罰との問題構造の類似性

本指針は、教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対処、早期発見・未然防止についての指針となっているが、問題の構造は教職員の体罰と類似性があると考えられる。そのため、日ごろからこどもの人権を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの異変に気づき、当事者意識をもつことで、教職員等による児童生徒性暴力等と同様、体罰についても早期発見、未然防止、適切な対処ができるものとする。

(イ) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）

(ウ) 参考文献・サイト

◇文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」

◇文部科学省ホームページ「生命を守る安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

◇埼玉県教育委員会「教職員事故不祥事根絶ポータルサイト」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>

◇埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/143496/fusyoujikonzetu-actionprogram0505.pdf>

◇埼玉県教育委員会「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」

◇東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」

https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/23/documents/29_02.pdf

◇富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」

<https://www.pref.toyama.jp/documents/30724/kyoushokuinmanual.pdf>

◇練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会「児童生徒への性加害を生まない風土をどう醸成していけばよいのか ―提言―」

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025houshin.files/teigenn_full.pdf

◇福岡県 学校における性暴力事案対応マニュアル

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/222889.pdf>

別紙 1 聞き取りシート (回目聞き取り)

氏名		学年・学級	年 組	記録日 時間	年 月 日 : ~ :
聴取場所		聴取者 (職・氏名)		記録者 (職・氏名)	

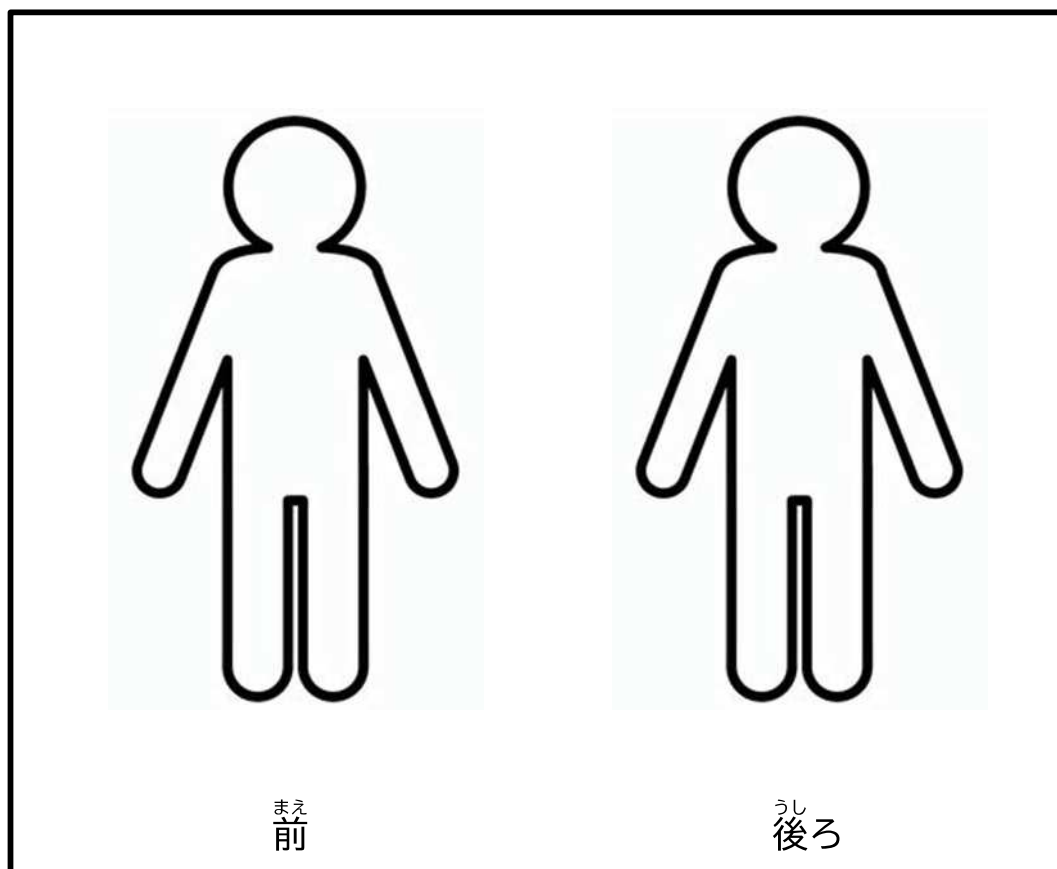
チェック	確認内容（事前）	チェック	確認内容（事後）
☐	児童生徒を誘導することなく、必要最小限の聞き取りをする。	☐	被害の内容・時間・場所について、確認した。
☐	児童生徒の言葉をできる限りそのまま記録する。		
☐	児童生徒を非難したり、否定したりすることは絶対にしない。		
☐	感情的な言葉遣いや無責任な言動を取らない。		
☐	聞き取りについて、保護者の同意を得ている。		

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）※スペースが不足する場合は次ページを使用	
児童生徒の様子	児童生徒が希望していること

聞き取りシート (ページ)

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）

○ 被害を受けた箇所（状況に応じて利用すること）



初動報告シート

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」としてとされています。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。